

メキシコの行政

平成 22 年 3 月

総務省大臣官房企画課

本報告書は、行政管理に関する調査研究活動の一環として、平成 21 年度においてみずほ総合研究所株式会社に委嘱して実施した調査研究の成果であり、本文中の見解にわたる部分は執筆者のものであって、総務省としての見解を示したものではありません。

は し が き

総務省大臣官房企画課では、「国際的な視点に立った行政運営の推進を図るためには、諸外国の行政制度、行政改革等の動向を的確に把握し、各種業務に応用可能な形で情報を蓄積しておくことが肝要である。」との認識に立ち、従来から当該行政情報の収集を行っているところである。

アジア諸国等については、近年、経済連携協定（EPA）締結へ向けた動きなど、経済面での協力関係が活発化しているものの、各国の行政の制度、仕組みなどについて十分に資料等が整備されていないことから、平成4年度から、ASEAN（東南アジア諸国連合）加盟国等を中心として行政制度等に関する調査研究を行っている。

メキシコについては、アジア太平洋地域として、1993年にAPEC（アジア太平洋経済協力）に参加し、引き続き、1994年にOECD（経済協力開発機構）にも加盟し、また、近年のG8サミットには、2007年ハイリゲンダム・サミットに続き、2008年北海道洞爺湖サミットにおいても、新興経済国（アウトリーチ国）の一員として参加するなど、新興国として目覚ましい発展をしており、我が国とも伝統的に友好関係が続いている国（2009年は、日本メキシコ交流400周年に当たる。）であるが、行政制度の現状等については十分把握されていない。

こうした状況にかんがみ、本調査研究では、メキシコにおける行政制度等の状況を把握することとし、現地調査を実施して最新情報を収集し、報告書として取りまとめたものである。巻末に、追補として、本調査研究で明らかになった知見を踏まえ、国際的視野からみたメキシコ行政の特徴について検討を行った結果の概要を収録している。

本調査研究は、みずほ総合研究所株式会社（眞崎昭彦上席主任研究員、池田俊介研究員ほか）に委嘱し、そこで組織された調査研究委員会（恒川恵市独立行政法人国際協力機構JICA 研究所長、岸川毅上智大学外国語学部教授及び建林正彦同志社大学法学部教授）の協力を得て実施されたものである。また、調査研究に当たっては、在メキシコ日本国大使館を始め、メキシコ国関係行政機関（内務省、財務省及び公共行政省）、国立行政研究所（INAP）、メキシコ大学院大学等関係の方々にも多大なるご協力をいただいた。ここに記して感謝申し上げたい。

本報告書がメキシコの行政の現状等を理解する上で広く活用されれば幸いである。

平成22年3月

総務省大臣官房企画課

目 次

メキシコ行政区分図	1
I メキシコの国家概況.....	3
1 基礎的情報	3
2 政治史概略	3
(1) 文明の起こりと植民地時代	3
(2) 独立戦争と建国	4
(3) 近代化と混乱の時代	4
(4) メキシコ革命と国家再建	5
(5) PRIの一党支配	6
(6) PAN政権の誕生	7
3 憲法	8
(1) 1917年憲法	8
(2) 憲法改正	9
II 統治機構の概要	11
1 行政府	11
(1) 大統領	11
(2) 内閣	12
2 立法府	12
(1) 連邦議会	12
(2) 常任委員会	14
3 選挙制度	15
(1) 大統領選挙制度	15
(2) 連邦議会選挙制度	15
(3) 連邦選挙機関	17
(4) 最近の主な選挙結果	17
(5) 在外投票制度	23
4 司法府	24
(1) 連邦の司法制度	24

	(2) 州・連邦特別区の司法制度	26
III	行政組織の概要	27
1	行政機構	27
	(1) 行政機構の全体像	27
	(2) 各官庁の所掌事務	28
	(3) 公企業	30
2	総合調整官庁	33
	(1) 財務省	33
	(2) 内務省	36
	(3) 公共行政省	37
3	省庁再編	39
IV	地方制度	43
1	地方統治機構	43
	(1) 連邦制の概要	43
	(2) 州	45
	(3) 連邦特別区	48
2	地方財政	50
3	地方強化プログラム	52
	(1) 「地方からのアジェンダ」	52
	(2) 郡機能の測定・評価	52
V	公務員制度	55
1	公務員制度の概要	55
	(1) 公共部門の規模と定員	55
	(2) 定員	56
	(3) 採用・人事評価	56
	(4) 職位・俸給	56
	(5) 勤務時間	57
	(6) 退職・年金	57
2	キャリア公務員制度	58
	(1) 導入の経緯	58

(2) 制度内容.....	58
(3) 実績と課題.....	61
VI 行政管理.....	63
1 組織・定員管理.....	63
(1) 省内組織編制.....	64
(2) 上級事務官室の役割.....	64
(3) 一般調整室の役割.....	64
2 情報公開.....	65
(1) 取組の経緯.....	65
(2) ビジョン.....	65
(3) 担当機関.....	65
(4) 情報公開のプロセス.....	66
(5) 情報請求件数.....	67
3 個人情報保護.....	68
(1) 取組の経緯.....	68
(2) 法的根拠.....	68
(3) 担当機関.....	68
(4) アクセス手続きと実績.....	69
VII 行政評価.....	71
1 政策評価.....	71
(1) 検討の経緯.....	71
(2) 担当機関.....	72
(3) 評価プロセス.....	73
(4) 実績と課題.....	73
2 行政評価・監視.....	74
(1) ビジョン.....	74
(2) 担当機関.....	74
(3) 公共行政省による行政監視.....	74
3 行政相談.....	75
(1) 関連機関.....	75

(2) 制度内容.....	75
(3) 実績と課題.....	75
VIII 電子政府.....	77
1 電子政府プロジェクトの経緯.....	77
2 e-Méxicoプログラム.....	77
(1) コネクティビティ (Conectividad)	77
(2) コンテンツ (Contenidos)	78
(3) システム (Sistemas)	78
(4) e-Méxicoの実績.....	78
3 主な行政関連コンテンツ	79
IX 危機管理行政	81
1 危機管理行政の制度.....	81
(1) 背景.....	81
(2) 関連法規.....	81
(3) 国家市民保護システム.....	81
追補 国際的視野からみたメキシコ行政.....	85
1 公的部門の規模.....	85
2 大統領の権限.....	86
3 官僚の能力.....	88
4 中央－地方関係制度.....	89
参 考 文 献	91
参 考 資 料	103
メキシコ国概要	104
コラム	
「死者の日」	41
メキシコの公務員は文系？理系？	62
メキシコ政府の新型インフルエンザ対策の教訓.....	83

メキシコ行政区分図



(出所) Wikipedia

- | | | | | | |
|----|-----------------------|----|----------------|----|---------------------|
| 1 | Aguascalientes 州 | 12 | Hidalgo 州 | 23 | San Luis Potosí 州 |
| 2 | Baja California 州 | 13 | Jalisco 州 | 24 | Sinaloa 州 |
| 3 | Baja California Sur 州 | 14 | México 州 | 25 | Sonora 州 |
| 4 | Campeche 州 | 15 | Michoacán 州 | 26 | Tabasco 州 |
| 5 | Chiapas 州 | 16 | Morelos 州 | 27 | Tamaulipas 州 |
| 6 | Chihuahua 州 | 17 | Nayarit 州 | 28 | Tlaxcala 州 |
| 7 | Coahuila 州 | 18 | Nuevo León 州 | 29 | Veracruz 州 |
| 8 | Colima 州 | 19 | Oaxaca 州 | 30 | Yucatán 州 |
| 9 | Durango 州 | 20 | Puebla 州 | 31 | Zacatecas 州 |
| 10 | Guanajuato 州 | 21 | Querétaro 州 | ● | 連邦特別区 (Mexico City) |
| 11 | Guerrero 州 | 22 | Quintana Roo 州 | | |

Ⅰ メキシコの国家概況

1 基礎的情報

メキシコ合衆国（Estados Unidos Mexicanos）は、北米大陸の南部に位置し、北緯 14 度から 32 度にわたる国土を有する。国土面積は約 197 万平方キロメートルで、日本の約 5 倍にあたり、ラテンアメリカではブラジル、アルゼンチンに次ぐ大きさである。人口は 1 億 326 万人（2005 年）であり、ラテンアメリカではブラジルに次ぐ大きさで、スペイン語圏では最大である。

民族構成は、ヨーロッパ系と先住民の混血（人口の 60%）、先住民（30%）、ヨーロッパ系（スペイン系等）（9%）、その他（1%）から成っている。

スペインによる植民地統治を受けた経緯から、現在もスペイン語が事実上の公用語となっており、国民の約 90%がカトリックを信仰している。ただし、人口の約 3 割を占める先住民の言語が 60 以上存在している。

2 政治史概略

（1）文明の起こりと植民地時代

メソアメリカ（現在のメキシコ中央部からコスタリカ北端を含む地理区分）では、メキシコ湾岸地域、メキシコ中央高原地域、マヤ地域など各地で地域的文化が栄えた。紀元前 1200 年頃には、メキシコ湾岸のオルメカ文化が誕生し、メソアメリカ文化の母胎となった。紀元 300 年以降には、マヤ文化、テオティワカン文化など様々な文化が開花したが、9 世紀頃には衰退していった。メソアメリカ文化が再興したのは 11 世紀頃で、後期マヤ文化、アステカ文化などが栄えた。15 世紀にはアステカ帝国が形成され、都市国家テノチティトラン（現在のメキシコシティ）を中心に、メキシコ中央部の広範囲を支配した。

15世紀から16世紀にかけての大航海時代、ヨーロッパ諸国の海外進出が進んだ。1519年には、スペインがエルナン・コルテス率いる遠征隊を中米に派遣して侵攻を進め、1521年にアステカ帝国を滅ぼした。スペインは征服地を新スペインと名づけ、国王の代理として派遣された副王を通じて、約300年間にわたる植民地統治を行った。

征服した地域には、エンコミエンダという植民地支配システムが導入された。18世紀まで存続したエンコミエンダは、一定地域に住む先住民の労働力を使用する権利と、彼らを保護してカトリックに改宗させる義務を、スペイン王室が個々の征服者に寄託するという制度である。このエンコミエンダのもとで、鉱山開発や農地開発が進められた。その後はアシエンダ制と呼ばれる大土地所有制が台頭、20世紀に至るまで封建的な経済・社会制度としてメキシコ農村部を支配している。

スペイン支配が始まると、過酷な統治に加え、スペイン人の持ち込んだ伝染病等により、先住民の数は激減した。2500万人いた人口が100万人ほどに落ち込んだと推測されている。一方、スペイン人の移住が進み、クリオージョ（現地出生の白人）やメスティーソ（白人と先住民の混血）が増加した。更に、アフリカからは黒人奴隷が連行された。

（2）独立戦争と建国

18世紀を迎えるとアメリカ独立戦争やフランス革命、ナポレオン戦争に影響され、スペイン本国からの独立の気運が高まった。1810年代にはイダルゴ、モレロスらが独立を掲げて武装蜂起したが、いずれもクリオージョの保守派を独立運動に取り込めず、失敗に終わった。しかし、独立派ゲリラによる内戦が続く中、1820年にスペイン本国で立憲革命が起き、急進的な自由主義勢力が再興した。これに脅威を感じたクリオージョ保守派は、独立軍鎮圧に従事してきたイトゥルビデを擁立し、保守派主導での独立を図った。イトゥルビデは独立派と協定を結び、1821年メキシコシティを占拠した。翌1822年、スペインからの独立を達成し、立憲君主国としてメキシコ帝国を樹立、イトゥルビデは議会の承認を経て皇帝に即位した。しかし間もなく反帝政運動が激化し、イトゥルビデは処刑され、1824年の憲法制定によりメキシコ連邦共和国が樹立された。初代大統領には、モレロスの後を継いで独立運動を率いていたグアダルーペ・ビクトリアが就任した。

（3）近代化と混乱の時代

独立後のメキシコでは、政治的混乱が続いた。独立戦争による国土の荒廃、300年に及

んだ旧植民地体制の崩壊により、メキシコの政治・経済は機能不全に陥った。対外的にも、アメリカによるテキサス併合に端を発した米墨戦争（1846～1848年）によって領土の約半分を失うなど、危機的状況にあった。そうした中、保守派と自由主義派の対立が続き、1857年に公布された自由主義憲法をめぐって、レフォルマ戦争（1858～1860年）と呼ばれる内戦に発展した。

レフォルマ戦争はファレス大統領率いる自由主義派の勝利に終わったが、財政破綻による対外債務支払停止により、債権国フランスによる武力介入が生じた。このフランス干渉戦争（1861年）によってメキシコはフランス軍に占領され、約4年間にわたり、マキシミアン皇帝による帝政支配を受けることとなった。帝政に対し、北部を転々としつつ武力抵抗を続けたファレス政府は、アメリカからの援助もあり、1867年にメキシコシティの奪還に成功した。その後の自由主義派による共和国復興の時代には、自由主義的な近代化政策が進んだ。しかし反対勢力の武装蜂起が相次ぎ、1876年にポルフォリオ・ディアスの軍勢がメキシコシティを攻略した。

ディアスは7期・約35年にわたって大統領の地位を独占した。ディアスによる長期安定政権の下で、メキシコでは目覚ましい経済発展が実現したが、一方で、強権政治による社会的抑圧も著しかった。

（4）メキシコ革命と国家再建

1910年に勃発したメキシコ革命は、ディアス独裁政権に対する民主化勢力の抵抗から始まった。民主化勢力の武装蜂起によってディアス大統領が亡命すると、革命・反革命両勢力が権限を奪い合う動乱期となった。1917年には、カランサ政権による現行憲法制定により、革命の理念が明文化されるに至った。その後も内乱による混迷は生じたが、1920年から1940年にかけて諸改革が進行する中、対立する諸勢力の統合が進み、革命の制度化が実現していった。

政治の側面では、プルタルコ・エリアス・カジェスによって1929年に結成された国民革命党（PNR）が、1938年にメキシコ革命党（PRM）、1946年に制度的革命党（PRI）と改称されたが、2000年までの71年間、常に与党として政権を維持し、一党支配体制のもとでの長期にわたる政治的安定を実現させた。

また社会・経済の側面では、ラサロ・カルデナス政権期（1934年～1940年）に、鉄道・石油の国有化や大規模農地改革などが進められ、現代メキシコの基礎が形成された。

(5) PRIの一党支配¹

戦後、PRIは工業化を推進した。政治的安定を背景に米国資本の流入もあったため、「メキシコの奇跡」と呼ばれる経済成長をもたらした。しかし、急速な経済発展によって貧富の差が拡大したことや、選挙のたびに繰り返される不正や反政府勢力への抑圧といった一党支配の弊害が強まったことから、カルデナス以後、長らくPRIに挑戦する社会勢力がなくなっていた政治体制は、1960年代後半から「溶解への道」を踏み出した。

1968年には、反政府デモを行った群衆に軍部が発砲し300名の死者を出したトラテロルコ虐殺事件が起こった。PRIへの批判が高まるなか1970年に発足したルイス・エチェベリア政権は「民主的開放」のもとに左翼政党の結成を認め、政府に批判的なメディアの活動も自由化した。続くロペス・ポルティージョ政権（1976年～1982年）は「政治改革」、即ち、新しい左翼政党の公認や下院の議席数を増やしてPRI以外の政党への分配を行い、国民の政治的不満を解消しようとした。

しかし、この間も貿易赤字の拡大や財政の膨張は改善されなかったため、1976年に続いて起こった1982年の累積債務危機はより深刻なものとなった。さらに、1985年に発生した大地震は、体制の動揺に追い打ちをかけるものであった。政府は債務交渉を有利に進めるため、IMFの勧告に従い民営化や規制緩和、貿易・投資の自由化を進めた。さらに、1987年にはGATTに加盟した。こうした経済改革路線は従来のポピュリズム政策を180度転換するものであったことからPRI内部に対立を生み、ラサロ・カルデナスの息子クワウテモク・カルデナスらが離党した。1988年の大統領選挙では野党連立候補となったクワウテモクに対して、PRIのサリナス・デ・ゴルタリが勝利したものの、その集計過程でコンピュータの「故障」があったために「当選の正統性」を著しく欠く結果となった。

サリナス政権は、政治的には反政府派への妥協をしつつ、前政権から続く市場経済化を加速させ、1993年にはアメリカ・カナダとのNAFTA（北米自由貿易協定）を成立させた。これによりメキシコは、経済的にはアメリカ・カナダとの一体化が進行、アメリカとの貿易も拡大した。しかし、1994年には、南部チアパス州で「先住民の解放」を掲げてサパティスタ民族解放軍を名乗るゲリラ部隊が決起し、PRI体制は混迷するメキシコ経済とともに溶解の道を進んだ。

¹ 本項は主に恒川（2008）をもとにまとめた。

(6) PAN政権の誕生

2000年の大統領選挙で、PRIは蔓延する汚職や停滞する経済失策の責任を問われ、変革を訴えた右派野党PAN（国民行動党）のビセンテ・フォックス候補が当選した。これにより、PRIは、1929年の結党以来71年にわたる政権の座をPANに譲ることになった。

2006年の大統領選挙では、PANのフェリペ・カルデロン候補が接戦の末、中道左派連合のロペス・オブラドール候補に勝利した。さらに、議会においてもPRIは第3党に転落した。

カルデロン政権は、野党との交渉を経て、政権1年目に、国家改革法（行政、立法、司法の各分野に係る構造改革につながる法案審議について定めた法案）の成立を皮切りに、種々の改革（公務員年金改革、税制改革、選挙改革及び司法改革等）を推進した。特に、2008年10月には、抜本的解決にはならないとの批判はあるものの、長年の懸案であったエネルギー改革法案を成立させた。また、就任直後より軍を全面的に投入するなど治安対策に積極的に取り組んでいる。

しかし2009年7月の連邦下院議員選挙では、議会の勢力が逆転した。世界金融危機、新型インフルエンザ等の影響による景気悪化及び麻薬対策強化にもかかわらず治安情勢の好転を感じられなかったことなどにより、与党PANは大きく議席を失い、野党PRIが再び第1党となっている。

図表 1：カルデロン大統領



(出所) メキシコ外務省

3 憲法

(1) 1917年憲法

現行の1917年憲法は、9つの部 (título)、136の条 (artículo) から成っている。メキシコ革命中に定められ、1917年2月5日に公布された。革命動乱終結期の1916年12月1日に開会した制憲議会が、護憲派勢力の「1857年憲法改正案」を改変して制定したものである。

図表 2 : 憲法の構成

第1部
第1章 個人の保障 (第1~29条)
第2章 メキシコ国民 (第30~32条)
第3章 外国人 (第33条)
第4章 メキシコ市民 (第34~38条)
第2部
第1章 国家主権及び政府形態 (第39~41条)
第2章 連邦の構成部分と国家領域 (第42~48条)
第3部
第1章 権力の分立 (第49条)
第2章 立法権 (第50~79条)
第3章 行政権 (第80~93条)
第4章 司法権 (第94~107条)
第4部 公務員の責任 (第108~114条)
第5部 州と連邦特別区 (第115~122条)
第6部 労働及び社会保障 (第123条)
第7部 一般規定 (第124~134条)
第8部 憲法の改正 (第135条)
第9部 憲法の不可侵 (第136条)

条文では、革命の精神に基づき、私有財産制を基本としながらも国家権力の介入権を大幅に認め、外国資本による地下資源と土地所有を制限すると同時に農地改革を明確に打ち出し（第 27 条）、8 時間労働を含めた労働基本権を定め（第 123 条）、信教の自由を保障（第 24 条）しつつも、政教分離を超えて国家が宗教団体を管理することを明記する（130 条）などした。こうした内容は、20 世紀初期における世界各国の憲法の中でも、極めて進歩的であるという評価を受けてきた（国本、2007）。

ただし次項にみるように、憲法制定以来、多くの修正が加えられている。革命の理念を象徴した第 27 条、第 123 条、第 130 条を含め、多くの条項が改変されてきた。

（2）憲法改正

憲法改正の条件は第 135 条に定められており、①連邦議会における出席議員の 3 分の 2 以上の賛成及び、②州議会の過半数による承認が得られることである。

2002 年までにのべ 408 条について改正が行われており、近年の主な改正は以下の通りである。

図表 3：主な憲法改正

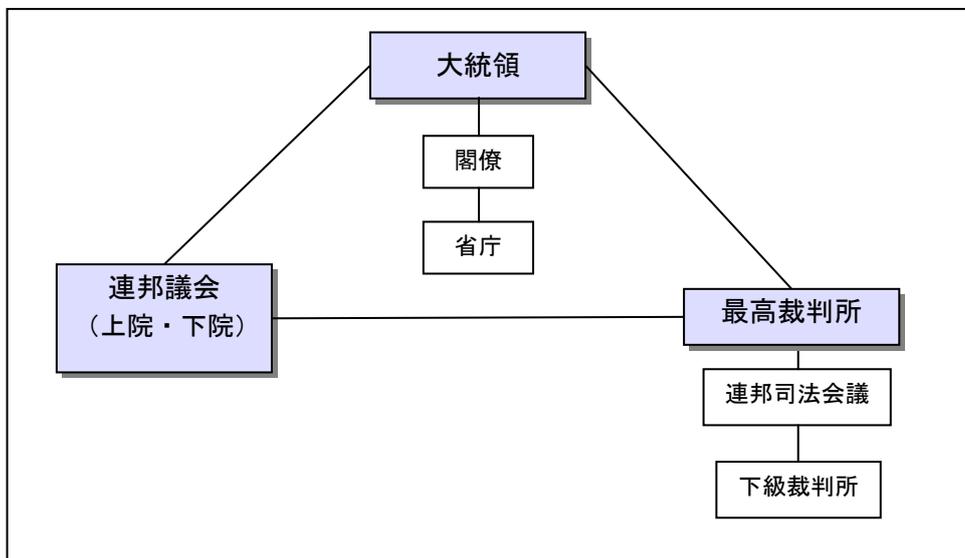
時期	事項
1992 年 1 月	政教分離原則の緩和
1994 年 12 月	連邦司法会議制度導入
1995 年 3 月	鉄道と首都圏の道路に関する操業・開発
1996 年 8 月	政党助成、上院選挙制度改正（比例代表制の部分的導入）、連邦特別区長官の直接公選制度導入
2001 年 8 月	先住民の権利

多数回にわたる憲法改正が生じてきた理由の 1 つとして、中央・地方における PRI 一党の長期支配下において、憲法改正要件を満たすことが容易であったことが指摘されている（『衆議院米国、カナダ及びメキシコ憲法調査議員団報告書』平成 16 年 2 月）。

II 統治機構の概要

憲法第 49 条によって、立法・行政・司法の三権分立が定められている。連邦議会、大統領、最高裁判所が三権それぞれの最高権力を担っている。

図表 4：立法・行政・司法



1 行政府

(1) 大統領

メキシコは憲法第 49 条において、連邦の立法・行政・司法における権力分立を定めており、そのうち行政における最高権力を担うのが大統領である。大連邦の最高行政権力の付託を受け（憲法第 80 条）、あらゆる法律について施行の指揮監督を行う。大統領権限を規定する憲法第 89 条には、国家公務員の任免権、陸海空軍の統帥権、条約締結権、恩赦権、連邦最高裁判事の人事提案権等が列挙されている。また、立法権を定めた憲法第 72 条は、法案成立の条件として行政府の同意を定めており、これは大統領の法案拒否

権を意味している。

大統領は、直接選挙によって選出され（憲法第 81 条）、任期 6 年を務める（憲法 83 条）こととなっている。大統領選挙の被選挙権は、憲法第 82 条に定められている。大統領職を未経験であることに加え、35 歳以上でかつ国内在任期間が 20 年以上であること、本人及び親一名が国内生誕による市民権を有すること、選挙前の半年間に閣僚職・州知事・現役軍務に就いていないことが条件である。

大統領が空席となった場合の対応は、憲法第 84 条に定められている。前大統領が就任後 2 年以内で離職した場合には、議会定数の 3 分の 2 以上の出席による多数決により暫定大統領を選出し、空席になってから 14 ヶ月以上 18 ヶ月以内に大統領選挙を行う。大統領離職時点で、就任後 2 年を超過していた場合には、議会定数の 3 分の 2 以上の出席による多数決により代理大統領を選出し、前大統領任期の期間中、大統領職を務めさせる。ただし、大統領・暫定大統領・代理大統領経験者は、暫定大統領・代理大統領に就任することはできない。

（２） 内閣

大統領が閣僚任免権を持っており、総理大臣制度はない。連邦行政組織法（Ley Orgánica de la Administración Pública Federal）第 26 条によって、閣僚・中央省庁の構成が規定されている。同条文に定められた 19 閣僚と連邦検察庁長官が内閣を構成する。

2 立法府

（１） 連邦議会

連邦の立法権を担う連邦議会（Congreso de la Unión）については、憲法 50 条から 79 条において定められている。

① 二院制

議会は上院（Cámara de Senadores）と下院（Cámara de Diputados）の二院から成っている（憲法第 50 条）。

上院は任期 6 年・全数改選の 128 議席から構成される。31 州及び 1 連邦特別区での相対多数得票政党に 2 議席ずつ与えられる 64 議席、次点得票政党に 1 議席ずつ割り当てられる 32 議席、さらに、比例代表制度で選出される 32 議席が設けられている（憲法第 56

条)。

下院は任期 3 年・全数改選の 500 議席から構成され、小選挙区（連邦選挙区）制で選出される 300 議席、比例代表制度で選抜される 200 議席が設けられている(憲法第 52 条)。

上院の専管権限としては、条約の承認や海外派兵の承認等がある。一方、下院は予算承認権を有しており、国債発行・課税・徴兵に関する法案の先議権を有する。

図表 5：上院・下院概要

	上院	下院
専管権限	条約の承認、海外派兵の承認等	予算の承認、国債発行・課税・徴兵に関する法案の先議等
議員定数	128 議席	500 議席
選挙制度	混合制 ・ 相対多数制度により 96 議席 ※各州が 1 選挙区を構成。議員は地域代表的性格を持つ。 ・ 比例代表制度により 32 議席	混合制 ・ 相対多数制度により 300 議席 ・ 比例代表制度により 200 議席
再選規定	両院とも、議員の連続再選は禁止	

図表 6：連邦議会



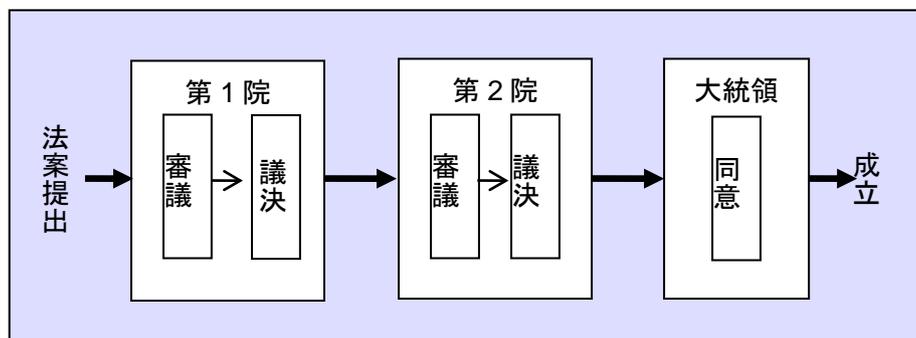
(出所) メキシコ外務省

② 立法過程

立法過程は、憲法第 72 条に定められている。両院議員が法案の提出権を持っており、提出された法案は、①両院いずれかにおける提出・審議・議決、②第二院での審議・議決、③行政府の同意を経て成立する。

第二院で部分的否決が行われた場合は、修正案が第一院で再議決されれば、行政府の同意を持って成立となる。第二院で全部否決が行われた場合には、改めて両院での再議決を要する。議会の議決に対して行政府の同意が得られなかった場合には、両院において3分の2以上の賛成を得ることで成立が認められる。

図表 7 : 立法過程



③ 会期

連邦議会は年2会期制をとっており、第1通常会期が9月1日、第2通常会期が3月15日に始まる（憲法第65条）。必要に応じ、第1会期は最長で同じ年の12月31日まで、第2会期は同じ年の4月30日まで開催することが認められている。閉会について二院の合意が得られない場合には、大統領による決裁が下される（憲法第66条）。

（2）常任委員会

議会閉会中には、常任委員会（Comisión Permanente）が議会機能の一部を代行する。常任委員会は憲法第78条に定められており、下院議員19名・上院議員18名の計37名から構成される。これらの委員は、議会の会期終了時に、上下両院の議決によって選出されることとなっている。

常任委員会の権限は、①大統領の提案する海外派兵への同意（上院の権限を代行）、②大統領の宣誓の受理、③法律・提案のイニシアティブを受理し、議会再開後に当該審議を担当する議院内委員会への取次ぎを行うこと、④出席委員の3分の2の賛成による特別議会の招集、⑤大統領による検事総長指名への承認、⑥30日間までの大統領不在の許可と暫定大統領の指名、⑦大統領による閣僚・外交官・総領事・金融監督官・軍大佐・その他の軍特別職の指名の承認、⑧連邦議会議員からの許可申請の評価・決議である。

3 選挙制度

(1) 大統領選挙制度

大統領は、6年毎に直接普通選挙によって選出される。大統領は、1期のみで再選は禁じられている。再選禁止規定は、1853年制定の旧憲法では設けられていなかったが、19世紀末から20世紀初めの37年間に及ぶ抑圧政権を踏まえ、現行憲法において定められたものである。大統領候補者は、いずれかの政党に属している必要がある。

図表 8：大統領選挙制度

投票方式	直接投票・一票制
選挙区制	全国区
議席決定方式	相対多数制度

(2) 連邦議会選挙制度

議会選挙制度は、上下両院とも相対多数制・比例代表制の混合制を採用している。

連邦議会議員に立候補するためには、いずれかの政党に所属している必要がある。州での政党権限が州知事に集中しており、州知事は州の党代表者として下院の立候補者等を決定している。そのため連邦議会議員に対する州知事の影響力は強いと言われている。

①上院（計 128 議席）

選挙区の構成としては、各州・連邦特別区を単位とする定数 3・計 32 の地方区と、定数 32 の全国区（比例区）が並立している。

投票方式は 1 人 1 票制をとっており、有権者が各党に対して投じる 1 票が、相対多数制・比例代表制の両システムにおける議席配分に重複利用される。従って、地方区・全国区で別々の政党に対して投票を行うことはできない。

議席配分の過程においては、各地方区で最多得票を得た政党に 2 議席ずつが与えられ、次点得票を得た政党に 1 議席ずつが与えられる。加えて、全国区レベルでの得票数に応じて各党に議席が比例配分される。議席配分方式としてはヘア式が採用されており、全国レベルの有効投票総数を定数 32 で割って基数を算出し、さらに各党の得票数を基数で

割って、整数分だけ議席配分が行われる。残った議席は、剰余が大きい順に配分される。

図表 9：上院議会選挙制度

投票方式	直接投票・一票制	
選挙区制	32 地方区（定数各 3）	1 全国区（定数 32）
議席決定方式	相対多数制（最多得票政党が 2 議席、 次点得票政党が 1 議席を獲得）	ヘア式比例代表制

②下院（500 議席）

相対多数制度と比例代表制度の並立制をとっており、相対多数制度で 300 議席、比例代表制度で 200 議席を選出する。

選挙区は、定数 1・計 300 区の小選挙区（*distritos uninominales*）と、定数 40・計 5 区の比例区（*circunscripciones plurinominales*）が並立している。

上院選挙同様、投票方式は 1 人 1 票制をとっており、有権者が各党に対して投じる 1 票が、小選挙区・比例区における議席配分に重複利用される。小選挙区と比例区とで異なる政党に投票を行うことはできない。

議席配分の過程においては、各小選挙区単位で最多得票を得た政党に 1 議席ずつが与えられ、続いて、比例区単位での票数に応じて各党に議席が与えられる。比例区の議席配分方式としては、上院同様にヘア式を採用している。すなわち、比例区ごとに、有効投票総数を定数 40 で割って基数を算出し、各党の得票数を基数で割って、整数分だけ議席配分する。残った議席は、剰余が大きい順に配分する。

議席配分には、3つの規制が設けられている。第 1 に、単一政党が 300 議席以上を得ることができない。すなわち、憲法改正の要件となる「全議席×3分の2」を単独で得ることは許されない。第 2 に、全国レベルで得票率 2%に満たない政党は比例区で議席を得ることができない。比例区の議席配分において、こうした過小政党の得票は無視して計算が行われる。第 3 に、第 1 党の議席率が、全国レベルの自党得票率を 8 ポイント以上超過することは許されない²。この制度により、第 1 党の比例区獲得議席数が制限されている。

² 但し、相対多数制で得る議席数のみで 8%以上超過してしまうことは許されている。

図表 10：下院議会選挙制度

投票方式	直接投票・一票制	
選挙区制	300 小選挙区（定数各 1）	5 比例区（定数各 40）
議席決定方式	相対多数制（最多得票政党が 1 議席を獲得）	ヘア式比例代表制

（3）連邦選挙機関

連邦選挙機関（Instituto Federal Electoral（IFE））は、1989 年の憲法第 41 条の改正、及び 1990 年成立の「選挙の組織及び手続きに関する連邦法」（COFIPE）によって設立され、委員長は内務相が兼任する。従来の選挙管理機関が、選挙期間中に組織される内務省の下部組織に過ぎなかったのに対し、IFE は独立の法人格と予算を与えられた。選挙人名簿の作成、投票所スタッフの育成、関係書類の印刷、票集計等、選挙の実施にかかわるほとんどの業務を担うこととなっている（岸川、2002）。

またその後の法改正で、内務相は委員から外れ、IFE は市民代表のみが投票権をもつ極めて独立性の高い組織となった。

（4）最近の主な選挙結果

① 2000 年大統領・上院・下院選挙

2000 年の大統領選挙は、投票率は 63.97%であり、野党 PAN のビセンテ・フォックス候補が勝利し、70 年以上にわたって政権を維持してきた PRI からの政権交代が起こった。

同年の上院・下院選挙でも、PAN が得票数で第一党となった。投票率は、上院（相対多数区）63.39%、上院（比例区）63.83%、下院（相対多数区）63.23%、下院（比例区）63.63%であった。

図表 11：2000 年大統領選挙結果

候補者	政党	得票数	得票率
ビセンテ・フォックス・ケサーダ	変革同盟 （国民行動党と緑の党） （PAN・PVEM）	15,989,636	42.52%

候補者	政党	得票数	得票率
フランシスコ・ラバスティダ・オチョア	制度的革命党 (PRI)	13,579,718	36.11%
クアウテモク・カルデナス	メキシコ同盟 (PRD・PT・PSN・CON・PAS)	6,256,780	16.64%
ヒルベルト・ガジャルド	社会民主党 (PDS)	592,381	1.58%
マヌエル・カマーチョ・ソリス	民主中道党 (PCD)	206,589	0.55%
ムニョス・レド	正統革命党 (PARM)	156,896	0.42%

図表 12 : 2000 年上院選挙結果

政党	相対多数区			比例区		
	得票数	得票率	議席数	得票数	得票率	議席数
変革同盟 (国民行動党、緑の党) (PAN・PVEM)	14,198,073	38.1%	38	14,334,559	38.2%	13
制度的革命党 (PRI)	13,694,003	36.8%	47	13,756,671	36.7%	13
メキシコ同盟 (PRD・PT・PSN・CON・PAS)	7,024,374	18.9%	11	7,072,263	18.8%	6
社会民主党 (PDS)	669,724	1.8%	0	676,492	1.8%	0
民主中道党 (PCD)	518,744	1.4%	0	521,159	1.4%	0
正統革命党 (PARM)	274,352	0.7%	0	275,667	0.7%	0

図表 13 : 2000 年下院選挙結果

政党	相対多数区			比例区		
	得票数	得票率	議席数	得票数	得票率	議席数
変革同盟 (国民行動党、緑の党) (PAN・PVEM)	14,212,032	38.2%	142	14,321,975	38.3%	81
制度的革命党 (PRI)	13,722,188	36.9%	132	13,800,145	36.9%	79
メキシコ同盟 (PRD・PT・PSN・CON・ PAS)	6,942,844	18.7%	26	6,984,126	18.7%	40
社会民主党 (PDS)	698,904	1.9%	0	703,689	1.9%	0
民主中道党 (PCD)	427,233	1.1%	0	429,426	1.1%	0
正統革命党 (PARM)	271,781	0.7%	0	272,968	0.7%	0

② 2003 年下院選挙

図表 14 : 2003 年下院選挙結果

政党	相対多数区			比例区		
	得票数	得票率	議席数	得票数	得票率	議席数
万民同盟 (制度的革命 党、緑の党 (PRI・PVEM)	10,867,784	40.8%	163	10,902,577	40.8%	76
国民行動党 (PAN)	8,189,699	30.7%	80	8,219,649	30.7%	71
民主革命党 (PRD)	4,694,365	17.6%	55	4,707,009	17.6%	41
労働党 (PT)	640,724	2.4%	0	642,290	2.4%	5
集結党 (C)	602,392	2.3%	0	605,156	2.3%	5

③ 2006 年大統領・上院・下院選挙

2006 年の大統領選挙は、与党 PAN のフェリペ・カルデロン候補と中道左派連合のロペス・オブラドール候補の、史上まれに見る接戦となった。僅差でカルデロン候補の得票が上回ったが、オブラドール陣営が全票数え直しを要求する不服申し立てを行ったため、2 ヶ月後に連邦選挙裁判所がカルデロン候補の当選を発表するまで大統領当選者が決まらない事態となった。

大統領選挙の投票率は、58.55%であった。また、上院・下院選挙の投票率は、上院（相対多数区）58.01%、上院（比例区）58.48%、下院（相対多数区）57.72%、下院（比例区）58.05%であった。

図表 15 : 2006 年大統領選挙結果

候補者	政党	得票数	得票率
フェリペ・カルデロン	国民行動党 (PAN)	15,000,284	35.89%
アンドレス・マヌエル・ロペス・オブラドール	全民同盟 (PRD・PT・CON)	14,756,350	35.31%
ロベルト・マドラソ	メキシコ同盟 (PRI・PVEM)	9,301,441	22.26%
パトリシア・メルカド	社会民主農民オルタナティブ (PASC)	1,128,850	2.70%
ロベルト・カンパ	新同盟党 (PANAL)	401,804	1.96%

図表 16 : 2006 年上院選挙結果

政党	相対多数区			比例区		
	得票数	得票率	議席数	得票数	得票率	議席数
国民行動党 (PAN)	13,889,159	33.5%	41	14,035,503	33.6%	11
メキシコ同盟 ³ (制度的革命党・緑の党) (PRI・PVEM)	11,622,012	28.1%	29	11,681,395	28.0%	10
全民同盟 (民主革命党・労働党・集 結党 (PRD・PT・C)	12,292,512	29.7%	26	12,397,008	29.7%	10
新同盟党 (PANAL))	1,677,033	4.1%	0	1,688,198	4.0%	1

図表 17 : 2006 年下院選挙結果

政党	相対多数区			比例区		
	得票数	得票率	議席数	得票数	得票率	議席数
国民行動党 (PAN)	13,753,633	33.4%	137	13,845,121	33.4%	69
全民同盟 (民主革命党・労働党・集 結党) (PRD・PT・C)	11,941,842	29.0%	98	12,013,364	29.0%	60
メキシコ同盟 (制度的革命党・緑の党) (PRI・PVEM)	11,619,679	28.2%	65	11,676,585	28.2%	58
新同盟党 (PANAL)	1,872,283	4.5%	0	1,883,476	4.5%	9
社会民主農民オルタナティ ブ (PASC)	845,749	2.1%	0	850,989	2.1%	4

³ 2000 年選挙における「メキシコ同盟(PRD・PT・PSN・CON・PAS)」と同一名称であるが、別の同盟であり構成している党は異なっている。

④ 2009 年下院選挙

2009 年の下院選挙では、PRI が得票を伸ばし、2000 年以来 9 年ぶりに再び第一党となった。投票率は、下院（相対多数区）44.61%、下院（比例区）44.76%であった。

図表 18：2009 年下院選挙結果

政党	相対多数区			比例区		
	得票数	得票率	議席数	得票数	得票率	議席数
制度的革命党 (PRI)	12,778,077	36.9%	184	12,821,504	36.9%	53
国民行動党 (PAN)	9,688,791	28.0%	70	9,723,537	28.0%	73
民主革命党 (PRD)	4,220,700	12.2%	39	4,231,342	12.2%	32
緑の党 (PVEM)	2,320,194	6.7%	4	2,328,072	6.7%	17
労働党・集結党選挙連合 (PT・C)	2,117,268	6.1%	3	2,123,891	6.1%	16
新同盟党 (PANAL)	1,182,876	3.4%	0	1,187,902	3.4%	9

(5) 在外投票制度

① 導入の経緯

2006年から大統領選挙に限って在外投票制度が導入され、海外在住のメキシコ市民は、郵送により投票を行うことが可能になった。この背景には、多数の海外移民の存在がある。取り分けアメリカへの移民が著しく、2006年6月時点の政府推定では、アメリカに居住するメキシコ市民の数は7,409,191人（帰化した者を含めると9,966,875人）であった。選挙制度改革など民主化の動きが強まった1990年代に、このような海外選挙民の問題が議論されるようになり、2000年代に入ると連邦議会でも審議されるようになった。こうした事情を受けて、2005年4月に連邦選挙法改正が行われ、大統領選での在外投票が定められた。

② 制度概要

在外投票の手続は、在外有権者名簿への登録と郵送投票の二段階から成っている。海外在住のメキシコ市民は、連邦選挙機関（IFE）あてに名簿登録申請書を提出し、申請が認可されれば、選挙期間中に投票用紙を受け取ることができる。記入した投票用紙の郵送を持って、投票を行うことになる。

国内での投票と同様にIFEが、広報や普及活動、開票・集計の監督を担当する。有権者登録の受付に際しては外務省の在外公館と、名簿登録申請書や投票用紙の郵送に際してはメキシコ郵便サービス（SEPOMEX）との連携が行われる。また、選挙関連書類の保管や移送においては、国防省（SEDENA）が人員を配置し、監視を行うこととなっている。

③ 2006年の在外投票結果

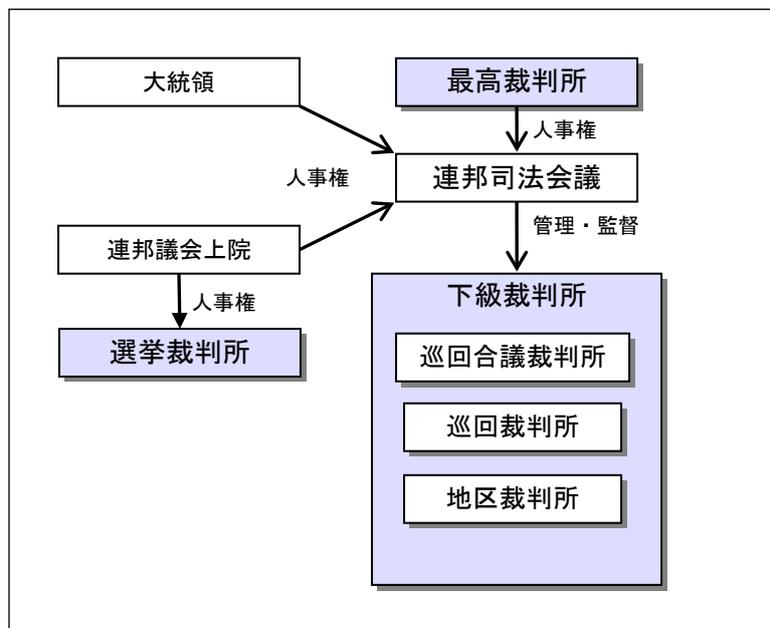
在外有権者登録を行ったのは、80ヶ国在住の40,876人であった（うち87.49%が米国在住）。そのうちIFEが受け付けた郵送投票数は、登録有権者の81%にあたる33,111通であり、うち有効票数は32,632票だった。在外メキシコ市民の実数を踏まえると限られた数ではあるが、次回2012年大統領選挙における動向が注目されている。

4 司法府

(1) 連邦の司法制度

連邦レベルの司法権は、憲法第 94 条によって定められており、最高裁判所 (Suprema Corte de Justicia de la Nación ; SCJN) ・巡回合議裁判所 (Tribunales Colegiados de Circuito) ・巡回裁判所 (Tribunales Unitarios de Circuito) ・地区裁判所 (Juzgados de Distrito) ・選挙裁判所 (Tribunal Electoral) に存する。最高裁判所・選挙裁判所を除いた各裁判所は、連邦司法会議 (Consejo de la Judicatura Federal) の監督下で司法権を行使することとなっている。

図表 19 : 連邦司法制度



① 最高裁判所

司法権の最高権威であり、憲法裁判所としての機能も有している。裁判官は計 11 人・任期 15 年と定められており、大統領の提案した候補者名簿に対して上院が同意することで任命される。11 人の中から、任期 4 年の最高裁判所長官が選出されることになっている。

② 連邦司法会議

最高裁判所・選挙裁判所を除いた各裁判所を監督し、裁判官人事を管理する機関である。

最高裁判所長官が連邦司法会議議長を兼任し、連邦司法権の自律性・公平性・独立性を追求することとなっている。議長に加え、最高裁判所の総会によって下位の裁判所判事の中から指名される3名、連邦議会上院によって指名される2名、大統領によって指名される2名の、計8名が会議を構成する。

図表 20：連邦レベルの司法機関の役割等

名称	役割	関連法
最高裁判所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府機関間の憲法論争の処理 ・ 法律の違憲性審査 ・ 連邦政府を当事者とする訴訟、もしくは連邦政府の利害にかかわる訴訟において、地区裁判所判決に対する抗告を審判可能 	憲法第 94 条・104 条・105 条
連邦司法会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連邦司法権を管理・監督・規律（但し最高裁判所と選挙裁判所は管轄外） ・ 巡回合議裁判所・巡回裁判所・地区裁判所の編成（数・担当地域・担当領域等）、裁判官任免 	憲法第 94 条
巡回合議裁判所	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンパロ（Amparo）訴訟（権利救済訴訟）の再審 ・ 巡回裁判所・地区裁判所の判決に対する抗告の審判 	憲法第 94 条、連邦司法権設置法第 37 条
巡回裁判所	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンパロ訴訟の審判 ・ 地区裁判所判決に対する抗告の審判 ・ 地区裁判官の資格剥奪・赦免・忌避 ・ 地区裁判官間の論争 	憲法第 94 条、連邦司法権設置法第 29 条
地区裁判所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連邦レベルの第 1 審 ・ 刑事、刑事におけるアンパロ訴訟、民事、民事におけるアンパロ訴訟、労働問題のいずれかに専門特化することも可能 	憲法第 94 条、連邦司法権設置法第 50 条・51 条・53 条・54 条・55 条

選挙裁判所	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙に関する法的問題における、司法権上の最高権威（但し、憲法第 105 条に定められた違憲性審査は管轄外） ・国政選挙、連邦選挙当局の裁決、選挙権・被選挙権・政治参加権の侵害等への異議申立て審判 ・連邦選挙機関における労働争議に関する審判 	憲法第 94・99 条
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------

（２）州・連邦特別区の司法制度

一方、州または連邦特別区レベルの司法権を担う機関は、憲法第 116 条により、州憲法または連邦特別区憲章によって設置されることになっている。一般的には、高いレベルから順に上級司法裁判所 (Tribunal Superior de Justicia) ・第一審裁判所 (Juzgados de Primera Instancia) ・下級裁判所 (Juzgados Menores) が設けられている。さらに下のレベルには、小額裁判所 (Juzgados de Mínima Cuantía) ・治安裁判所 (Juzgado de Paz) ・地方裁判所 (Juzgado Local) ・郡裁判所 (Juzgado Municipal) といった様々な名称の裁判所がある。

図表 21：州レベルの司法機関の役割等

名称	役割	関連法
上級司法裁判所	・合議制による抗告審	憲法第 116 条、州憲法・ 連邦特別区憲章、州法・ 連邦特別区法
第一審裁判所	・一定の訴額を超える訴訟の審判	
下級裁判所	・訴額が一定水準に満たない訴訟の審判	
小額裁判所	・訴額の小さな訴訟の審判	
治安裁判所 地方裁判所 郡裁判所等		

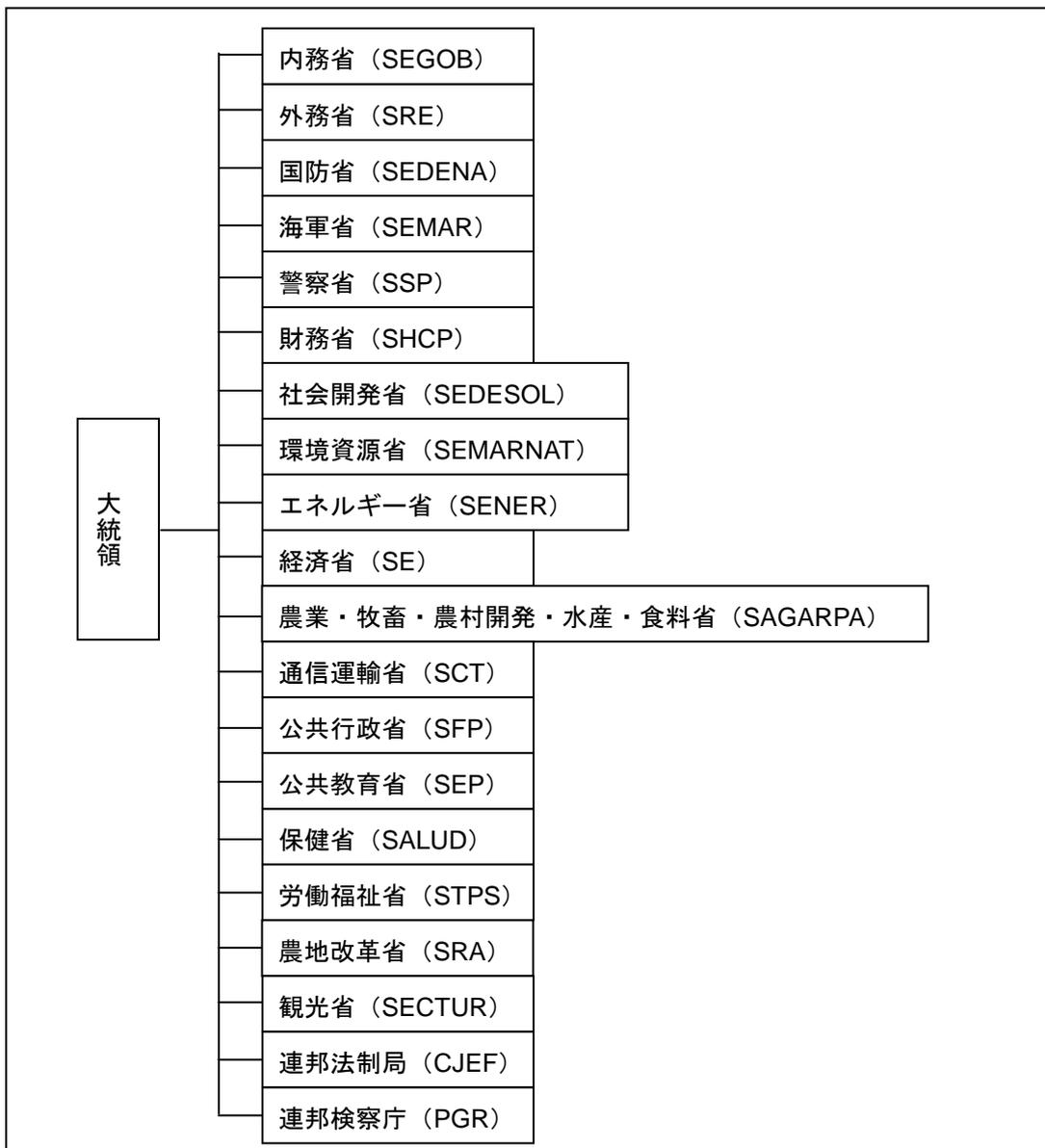
III 行政組織の概要

1 行政機構

(1) 行政機構の全体像

連邦行政組織法によって定められた中央省庁の組織図は以下の通りである。

図表 22：行政機構



(2) 各官庁の所掌事務

各官庁の所掌事務は下記の通りである。

図表 23：各官庁の所掌事務

名称（スペイン語正式名称）	所掌事務
内務省 (Secretaría de Gobernación)	内政における監視・問題対処、行政機関・政党・諸団体間の関係調整、官報等。
外務省 (Secretaría de Relaciones Exteriores)	政府機関の海外活動への協力・支援・保障、外交政策の実行、外務の指揮、海外での国民保護等。
国防省 (Secretaría de la Defensa Nacional)	陸軍及び空軍の組織・管理・訓練等。
海軍省 (Secretaría de Marina)	海軍の組織・管理・訓練等。
警察省 (Secretaría de Seguridad Pública)	犯罪防止、公共安全政策、警察の組織・指揮・管理・監督等。
財務省 (Secretaría de Hacienda y Crédito Público)	連邦・連邦特別区・准政府機関の歳入の計画・計算、国債管理、銀行システムの計画・調整・評価・監視、徴税、税関等。
社会開発省 (Secretaría de Desarrollo Social)	貧困対策のための社会開発政策、都市・住宅開発、国土計画、インフラ整備等。
環境資源省 (Secretaría de Medio Ambiente y Recursos Naturales)	生態系・天然資源・環境財及びサービスの保護・回復・保存、環境法令の促進、気象・気候・水理・地質水理に関連する調査研究・業務等。
エネルギー省 (Secretaría de Energía)	エネルギー政策の指揮、燃料資源利用に関する国の権利の行使やサービス提供等。
経済省 (Secretaría de Economía)	産業・貿易・国内取引・生活必需品・物価に関する政策の推進等。
農業・牧畜・農村開発・水産・食料省 (Secretaría de Agricultura, Ganadería, Desarrollo Rural, Pesca y Alimentación)	農村開発、農村への投資プロジェクト、農林水産に関する調査研究等。

名称（スペイン語正式名称）	所掌事務
通信運輸省 (Secretaría de Comunicaciones y Transportes)	交通及び通信の発達のための政策・プログラム、公的通信サービスの規制・検査・監視、空港・鉄道・自動車道・港湾に関する建設許認可・監視等。
公共行政省 (Secretaría de la Función Pública)	連邦政府の統制及び評価システムの計画・調整、公共支出の検査、連邦政府の統制手段・手続の基準策定及び監視、政府支局・団体の内部統制促進・会計監査の実行等。
公共教育省 (Secretaría de Educación Pública)	学校教育の組織・監視・開発、教育計画策定、学術研究機関の設立促進、文化遺産保護、芸術・文化活動の計画等。
保健省 (Secretaría de Salud)	社会福祉・医療サービス・公衆衛生に関する国家政策の計画及び実施等。
労働福祉省 (Secretaría del Trabajo y Previsión Social)	労働関連法の遵守・適用の監視、労働生産性増加の促進、技能開発・職業訓練の促進、社会保障政策の作成、社会保障サービスの調整等。
農地改革省 (Secretaría de la Reforma Agraria)	農地規則・法令の適用、農村開発の許認可、農業地帯開拓のプログラム企画等。
観光省 (Secretaría de Turismo)	国内観光産業発展の政策作成及び実行、観光サービス産業の許認可等。
連邦法制局 (Consejería Jurídica del Ejecutivo Federal)	大統領、閣僚の発する法的文書等の内容・形式に関する審査。
連邦検察庁 (Procuraduría General de la República)	犯罪の捜査・追跡等。

(3) 公企業

① メキシコの公企業制度

公企業 (administración pública paraestatal) とは、公社、基金、国営企業など、特定の目的の遂行のために公的資金を投入して行う事業体のことである。

連邦行政組織法 (Ley orgánica de la administración pública federal) では、連邦政府を組織上、中央政府 (administración pública centralizada) と公企業の2つに分類している。また公企業の詳細については、連邦公企業法 (Ley Federal de las Entidades Paraestatales) において定められている。公企業は特定省庁の傘下に位置する。例えば、メキシコ石油公社 (PEMEX) はエネルギー省の監督を受ける。

公企業には3つのタイプがある。第1の非中央統制組織 (los organismos descentralizados) は、戦略的分野の開発、公共・社会サービスの提供等を目的として、法律や政令に基づいて設立されたものである。第2の政府マジョリティー参加企業 (las empresas de participación estatal majoritaria) は、政府が資本金の過半を所有する等一定の条件を満たす企業である。第3の公的信託基金 (los fideicomisos públicos) は、政府が発展優先分野の進行を目的に設立した信託基金である。

② 主要な公企業

主な公企業は以下の通りである。

ア 非中央統制組織

図表 24 : 非中央統制組織

名称	スペイン語正式名称 (略名)
メキシコ石油公社	Petroleos Mexicanos (PEMEX)
連邦電力公社	Comisión Federal de Electricidad (CFE)

名称	スペイン語正式名称（略名）
公務員保険・社会サービス庁	Instituto de Seguridad y Servicios Sociales de los Trabajadores del Estado (ISSSTE)
家族総合開発	Desarrollo Integral de la Familia (DIF)
宝くじ公社	La Lotería Nacional para la Asistencia Pública (LOTENAL)
労働者住宅基金公社	Instituto del Fondo Nacional de la Vivienda para los Trabajadores (INFONAVIT)

イ 政府マジョリティー参加企業

図表 25：政府マジョリティー参加企業

名称	スペイン語正式名称（略名）
国営メキシコ通信	Agencia de Noticias del Estado Mexicano：(NOTIMEX)
各種国立銀行 (例) 国立公共事業サービス銀行 国立輸出入銀行 国立金融公庫	Banco Nacional de Obras y Servicios Públicos (BNOSP) Banco Nacional de Comercio Exterior (BNCE) Nacional Financiera (NF)

ウ 公的信託基金

図表 26：公的信託基金

名称	スペイン語正式名称（略名）
省電力エネルギー信託基金	Fideicomiso para el Ahorro de Energía Eléctrica (FIDE)
州インフラ信託基金	Fideicomiso para la Infraestructura en los Estados (FIES)

③ 公企業改革の動向

1980年代、対外債務問題をきっかけに生じた経済危機に伴い、メキシコでは自由主義的な構造改革が試みられた。その一環として、公企業改革が積極的に行われた。

次表は、メキシコにおける公企業数の推移を示している。1980年代初頭には1,000を超えていた公企業数は、10年余りで250余りに落ち込み、現在まで減少が続いている。

図表 27：公企業数の推移

年	1940	1954	1970	1975	1982	1993	2003
公企業数	36	144	272	504	1155	258	210

(出所) Alberto Chong and Florencio López-de-Silanes, "Privatization in Mexico," Inter-American Development Bank Research Department Working Paper #513, 2004.

下表において公企業数の変化の内訳を見ると、80年代には公企業の廃止・民営化が数多く、徹底的な改革が行われたことが読み取れる。

図表 28：各期間における公企業の再編（2003年時点）

	1982～1988年	1989～1993年	1994～2003年
期首総数	1,155	666	258
新設	59	39	108
廃止	294	193	58
合併	72	17	16
譲渡	25	11	26
民営化	157	226	56
進行中 ⁴			37
期末総数	666	258	210

(出所) Alberto Chong and Florencio López-de-Silanes, "Privatization in Mexico," Inter-American Development Bank Research Department Working Paper #513, 2004.

⁴ 進行中とは、改正案審議中のことを指す。

2 総合調整官庁

メキシコ行政における総合調整官庁としては、予算編成を担当する財務省、国内政策の調整を担う内務省、総合的な行政管理を担う公共行政省とがある。

(1) 財務省

① 設置経緯

1821年に内政外交のための暫定規則が制定され、国務・財政執務省（SECRETARIA DE ESTADO Y DEL DESPACHO DE HACIENDA）が設立された。

1824年11月16日に立法議会は公共財政により重点を置いた公共財政行政調整法を制定し、それによって財務省が、連邦政府に属する全歳入の管理、造幣局監視、郵政管理、宝くじの収益徴収管理を集中して行うようになる。

1825年1月26日、財政執務省のための暫定規則が制定され、1852年5月27日、法令公布により、財務省の組織が6部局（当時）に分類された。

② 役割

財務省の役割は、質量両面での高度な経済成長を遂げるために国の財政、経費、歳入、国債に関する連邦政府の経済政策を提供、指揮、管理することとされている。

③ 組織

財務省の組織は、下記のように編成されている。

- ・ 上級事務官室⁵（Oficialia Mayor）

省内の総合調整や予算管理を行う。

- ・ 財務公債副大臣室（Subsecretaria de Hacienda y Credito Publico）

財政計画局、公債局、銀行・証券・貯蓄局、保険・年金局等の担当部局を持つ。

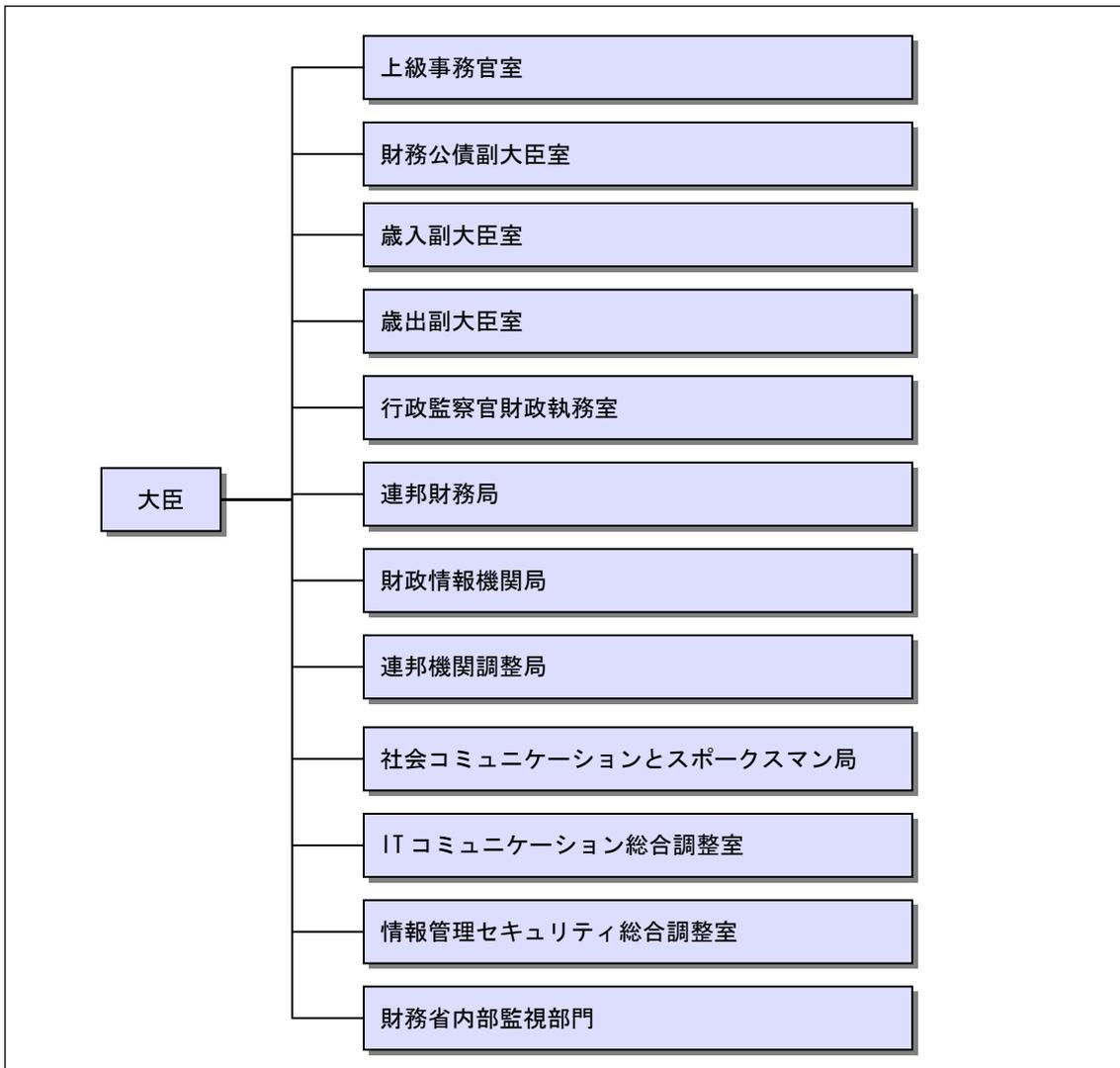
- ・ 歳入副大臣室（Subsecretaria de Ingresos）

歳入局、納税局等の担当部局を持つ。

⁵ 上級事務官室は人事・予算の管理部局を持っており、日本の官房に相当する。

- ・歳出副大臣室 (Subsecretaria de Egresos)
 - 投資局、予算管理局、政府会計局、予算総合執行局等の担当部局を持つ。
- ・行政監察官財政執務室 (Procuraduria Fiscal de la Federacion)
 - 財務省が大統領に提案する法律、条令、規則、法令、合意事項、指令についての検討・調整を行う。財務省の法的顧問的役割を持つ。
- ・連邦財務局 (Tesoreria de la Federacion)
 - 連邦政府の財務管理を統括し、連邦基金や連邦証券の監視を行う。
- ・財政情報機関局 (Unidad de Inteligencia Financiera)
 - テロ資金対策、マネーロンダリング防止など組織犯罪に対する戦略を担当する。
- ・連邦機関調整局 (Unidad de Coordinacion con Entidades Federativas)
 - 各連邦機関や自治体と歳入・歳出・負債の調整を行う。
- ・社会コミュニケーションとスポークスマン局 (Unidad de Comunicacion Social y Vocero)
 - 財務省の広報及び国内外マスコミ対応を担当。
- ・IT コミュニケーション総合調整室 (Coordinacion General de Tecnologias de Informacion y Comunicaciones)
 - 省内のシステム管理やIT戦略の立案を行う。
- ・情報管理・セキュリティ総合調整室 (Coordinacion General de Calidad y Seguridad de la Informacion)
 - 省内の情報管理と情報セキュリティに関する施策立案、監視を行う。
- ・財務省内部監視部門 (Organo Interno de Control en la SHCP)
 - 内部監査、管理部門などの内部管理機関を統轄する。

図表 29：財務省組織図



④ 予算編成方法

予算編成では、財務省が省ごとの予算上限を決め、各官庁がそれをもとに予算を配分して財務省に提出する。予算配分は、各省庁の上級事務官室（Oficialía Mayor）が行う。折衝ののち、財務省がとりまとめた予算案を議会に提出して承認を受ける。

予算上限の基準としては2つ存在する。1つ目が、予算プログラムのうち政府が行うべき義務的な役務、すなわち、法律で義務付けた教育・保険・給与・年金等が基準となる。2つ目が、より柔軟性の高い基準であり、評価の結果に基づいて政策のメリハリをつける手段となっている。

義務的役務の一部は法律に基づいて地方に分配されており、予算執行は地方に任されて

いる。

(2) 内務省

① 設置経緯

旧憲法下の 1821 年に内務・外務省が設置され、1836 年に内務省と外務省に分離されて以来の歴史を有する。連邦行政組織法第 27 条によって所掌事務が定められている。

② 役割

法の定めのもと、他の政府機関や地方政府との協力によって、民主統治と政治発展に貢献することを任務として掲げている。

③ 組織

内務省の組織は、下記のように編成されている。

- ・ 上級事務官室 (Oficialia Mayor)

省内の総合調整や予算管理を行う。

- ・ 政務副大臣室 (Subsecretaría de Gobierno)

連邦制の維持・強化に関する「政府局」、政府機関内の連絡・連携に関する「連邦連絡局」「連邦機関連携総合執行室」等を持つ。

- ・ 立法連絡副大臣室 (Subsecretaría de Enlace Legislativo)

連邦政府の法案や政治的合意事項に関する調整部局。

- ・ 法務・人権副大臣室 (Subsecretaría de Asuntos Jurídicos y Derechos Humanos)

内務省のコンプライアンスや、連邦行政における人権尊重政策を推進する部局。

- ・ 人口・移民・宗教副大臣室 (Subsecretaría de Población, Migración y Asuntos Religiosos)

人口、移民、亡命、宗教（信仰の自由）と北部国境に関する管理・政策を行う。

- ・ メディア規範副大臣室 (Subsecretaría de Normatividad de Medios)

政府活動の PR、マスコミ対応を行う。

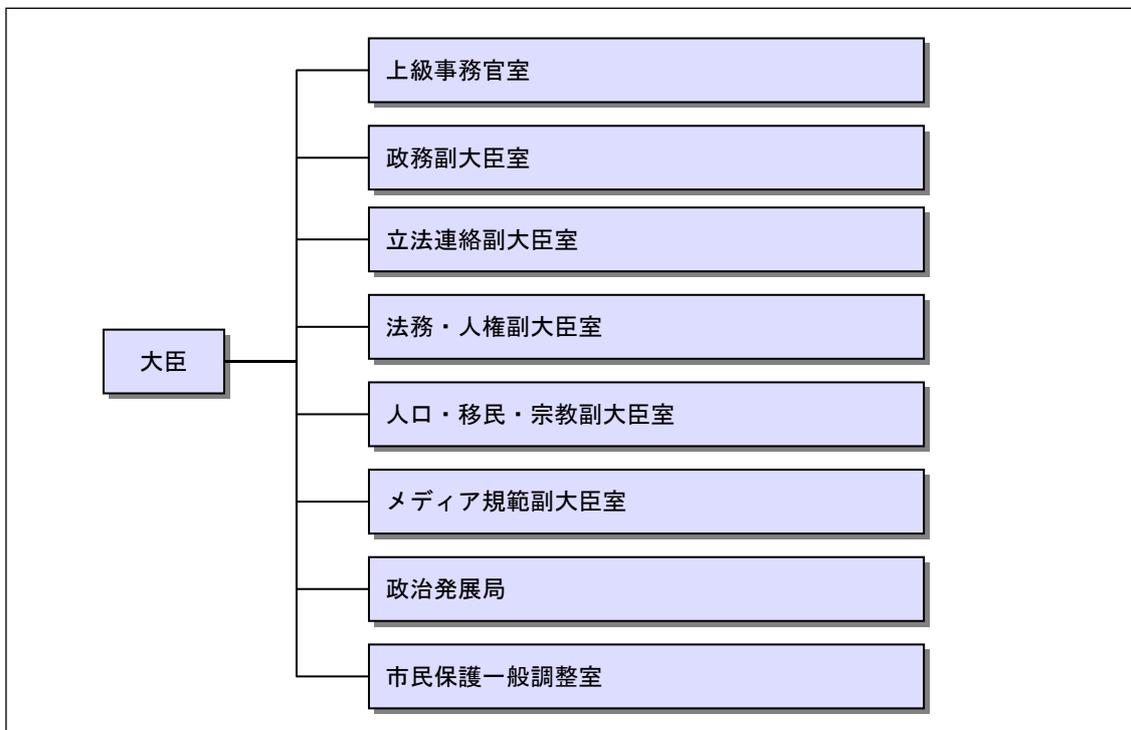
- ・ 政治発展局 (Unidad para el Desarrollo Político)

市民参加型の政治のあり方に関する調査研究や、NGO・市民団体との関係構築等に関する部局。

- ・ 市民保護一般調整室 (Coordinación General de Protección Civil)

災害対策や救助、復興に関する計画と活動を統括する。

図表 30 : 内務省組織図



(3) 公共行政省

① 設置経緯

1982年に、公的機関の管理・監督・評価を行う目的で連邦総合監査省（SECOGEF）として設置された。連邦行政組織法第37条によって所掌事務が定められている。94年に行政監査開発省（SECODAM）に改組され、さらに2003年の再編で現在の組織となった。

② 役割

公正性・効率性・透明性のある政府の実現を任務として掲げている。

③ 組織

公共行政省では、下記の4つの部門が所掌事務を遂行している。

- ・ 上級事務官室（Oficialia Mayor）

省内の総合調整や予算管理を行う。

- 政府管理監査副大臣室（Subsecretaría de Control y Auditoría de la Gestión Pública）：
行政評価、政策評価等の担当部局を持つ。
- 市民対応・規範副大臣室（Subsecretaría de Atención Ciudadana y Normatividad）：
行政規範、行政相談、情報公開等の担当部局を持つ。
- 公共行政副大臣室（Subsecretaría de la Función Pública）：
行政改革推進、人事管理、電子政府システム等の担当部局を持つ。

図表 31：公共行政省組織図



3 省庁再編

メキシコにおける省庁再編は、連邦行政組織法の改正によって行われる。これまでに、以下のような主要事例がある。

図表 32：主要な省庁再編事例

年代	事柄	詳細
1976年	予算企画省（SPP）新設	新規プランニングと予算計画において中心的役割を持つ予算企画省を設立することで、大統領がより直接的なコントロールを行使することを図った。
1976年	公共事業・住居省（SAHOP）新設	分権的な地域開発行政を目的とした。
1982年	連邦総合監査省（SECOGEF）を新設	公務に関する監督・管理・評価を、官庁のみならず公企業までも対象として行うために設立した。それまで類似の機能は、予算企画省（SPP）が担っていた。
1982年	公共事業・住居省（SAHOP）を都市開発・環境省（SEDUE）に改組	都市の住居問題や環境対策に役割が限定されることで、他省庁と横並びの組織となった。
1990年	連邦選挙機関（IFE）新設	民主化改革の一環として選挙関連業務を、独立の法人格と予算によって行うこととした。
1992年	予算企画省（SPP）を財務省（SHCP）に統合	政府の権限を調整するため、予算権限を再び一元化した。
1992年	都市開発・環境省（SEDUE）を社会開発省（SEDESOL）に改組	社会開発省には、地域開発や社会福祉のあらゆる領域を管轄する権限が付与された。
1994年	連邦総合監査省（SECOGEF）を行政監査開発省（SECODAM）に改組	公共行政における専門性、改善、近代化を目的とした。
2003年	行政監査開発省（SECODAM）を公共行政省（SFP）に改組	行政改革の一環で、行政管理・改革の総合官庁を目指した組織改造が行われた。

年代	事柄	詳細
2009年 ～	公共行政省（SFP）、農地改革省（SRA）、観光省（ST）の廃止を検討中	カルデロン大統領は SEP、SRA、ST の廃止を提唱。しかし、連邦議会が反対している（2010年2月時点）。

最近では、公共行政省、農地改革省（SRA）、観光省（ST）の廃止が検討されている。しかし、連邦議会はコスト削減効果が低いこと、廃止によるデメリットが多いことなどを理由に反対しているという。

■ 「死者の日」 ■

メキシコは歴史的にキリスト教（カトリック）との関わりが深いことから、いくつかの宗教的な祝祭日がある。そのうちの 하나가、11月2日の「死者の日」(El Día de los Muertos)である。

死者の日はカトリック教会の祭日であり、死者の魂のために祈りを捧げる日とされている。教会の教えでは、死んだ人間の魂のうち、生前の罪を許される機会を得た魂は、煉獄において清めを受けたいうえで、はじめて天国に入ることができる。こうした煉獄の魂に対し、罪の清めの助けをするために祈りを捧げるとというのが、死者の日の本来の意義である。

ところがメキシコにおける死者の日は、先住民時代の土着文化からの影響も受け、独特の慣習を生み出している。10月31日のハロウィンから死者の日までの3日間は、先祖の写真を飾ったり、墓地を装飾するだけでなく、市街地では仮装パレードが行われ、公園には屋台が立ち並ぶ。ハロウィンの南瓜と、死者を意味する骸骨とがこの期間のシンボルであり、この2つをモチーフとした装飾、菓子、玩具等を数多く目にする事ができる。

本調査研究の現地調査（平成21年11月3日～6日）においても、こうした慣習の一端を垣間見ることができた。例えば、調査団一行の宿泊したホテルのロビーには、骸骨を模した等身大の人形がカラフルに飾り付けられており、食事に訪れたレストランの玄関には、ハロウィンの南瓜と骸骨を合わせた派手なイラストや紙細工が飾られていた。



ホテルのロビーに飾られた骸骨人形

死者のための日というと、日本では毎年の「盆」が連想されるのだが、盆とは対照的に、厳粛というより明るく楽しげなのがメキシコの「死者の日」である。この点については、インタビュー調査に訪れたとある現地官庁の担当者から、興味深いコメントがあった。彼はインタビューの合間に、「私たちメキシコ人は、死というものをあまり恐れていないのです。私たちは死について『別の場所に行くだけ』というイメージを持っています。このような考え方が、死者の日の習慣にも表れているのかも知れません」と「分析」してくれた。■

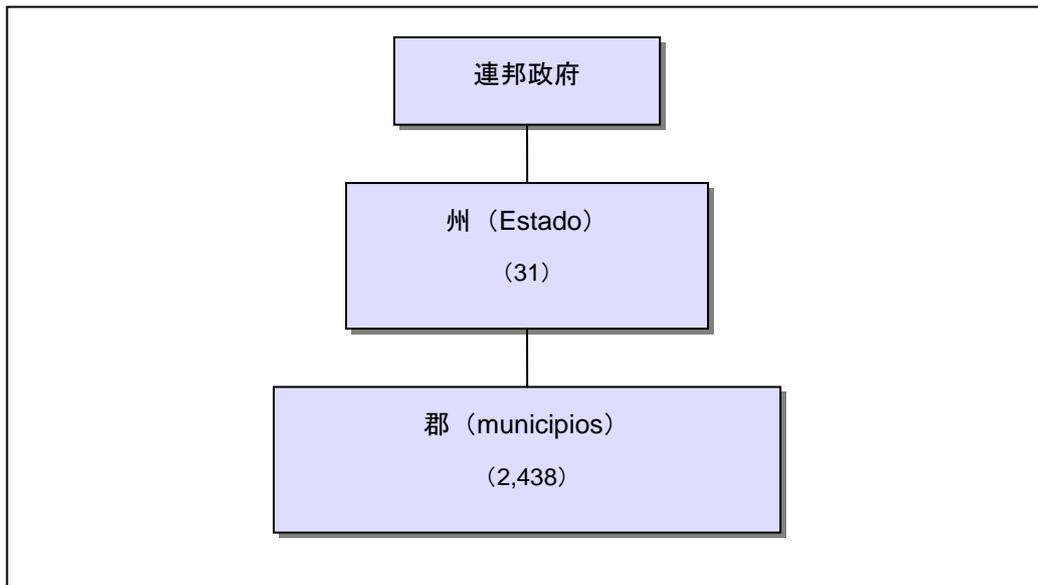
IV 地方制度

1 地方統治機構

(1) 連邦制の概要

メキシコは連邦共和制国家である。国は 31 の独立した州（Estado）から構成されており、各州は州政府と州憲法を持つ。中央政府として連邦政府が存在する。国家元首は大統領である。また、州は郡（municipios）と呼ばれる自治体から構成される。

図表 33：メキシコの連邦制の概念図



メキシコの連邦制度は、憲法第 39～48 条において規定されている。憲法第 43 条に列挙されている行政区分は、31 の州と連邦特別区（首都メキシコシティ）である。州の新設に関しては、連邦議会が権限を持つ（憲法第 73 条）。

図表 34 : 連邦の行政区分

名称	面積 (km ²)	人口 (人)
連邦特別区 (Mexico City)	1,479	8,720,916
Aguascalientes 州	5,471	1,065,416
Baja California 州	69,921	2,844,469
Baja California Sur 州	73,475	512,170
Campeche 州	50,812	754,730
Chiapas 州	74,211	2,495,200
Chihuahua 州	244,938	567,996
Coahuila 州	149,982	4,293,459
Colima 州	5,191	3,241,444
Durango 州	123,181	1,509,117
Guanajuato 州	30,491	4,893,812
Guerrero 州	64,281	3,115,202
Hidalgo 州	20,813	2,345,514
Jalisco 州	80,386	6,752,113
México 州	21,355	14,007,495
Michoacán 州	59,928	3,966,073
Morelos 州	4,950	1,612,899
Nayarit 州	26,979	949,684
Nuevo León 州	64,924	4,199,292
Oaxaca 州	93,952	3,506,821
Puebla 州	33,902	5,383,133
Querétaro 州	11,449	1,598,139
Quintana Roo 州	50,212	1,135,309
San Luis Potosí 州	63,068	2,410,414
Sinaloa 州	58,328	2,608,442
Sonora 州	182,052	2,394,861
Tabasco 州	25,267	1,989,969
Tamaulipas 州	79,384	3,024,238
Tlaxcala 州	4,016	1,068,207
Veracruz 州	71,699	7,110,214
Yucatán 州	38,402	1,818,948
Zacatecas	73,252	1,367,692
合計	1,957,751	103,263,388

(出所) 2005 年人口・住宅統計調査 (Censo de población y vivienda 2005)

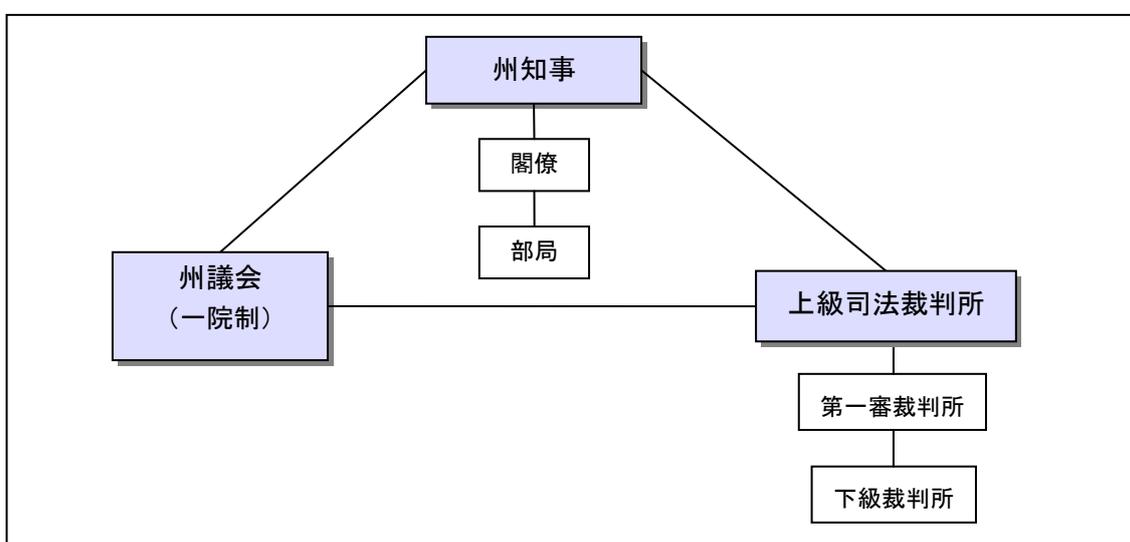
(2) 州

① 州政府

州 (Estado) は、相互に独立した存在であり、独自の憲法を定める権限を持っている。また、海外からの侵攻においてのみ、州間で同盟関係を結ぶことが認められている。各州・連邦特別区の統治に関しては、憲法第 115～122 条に規定されている。

州のレベルにおいても、連邦と同様に、行政・立法・司法の三権分立が定められている。

図表 35 : 州政府



ア 州知事

- ・権限：州行政の最高責任者。州務長官 (Secretario General de Gobierno)、財務長官 (Secretario de Finanzas) ら閣僚に対する人事権を持つ。
- ・選出方法：直接選挙によって選出される。任期は6年で、再選禁止。

イ 州議会

- ・権限：州立法を担当し、州法等を制定する。
- ・議員選出方法：比例代表制の直接選挙によって選出される。連続再選禁止。

ウ 上級司法裁判所

- ・権限：州の司法制度の最高権威であり、合議制により下級裁からの抗告審を担当する。

- ・人事：裁判官人事は、知事の提案に対して議会が承認することで成立する。

② 地方自治体

各州の下位の行政区分としては、2,438 の郡 (*municipios*) が位置している。郡の政治制度や権限は憲法 115 条に定められており、詳細は各州憲法によって規定されている。

郡においては、郡長 (*Presidente Municipal*) が市民によって直接選出され、同じく直接選出される郡議会 (*ayuntamiento*) を率いることとなっている。郡長は域内のすべての公共サービスについて責任を持ち、連続再選が禁じられている。

郡議会は、1 名の議長 (*cabildo*) と複数の 理事 (*síndicos*)、参事 (*regidores*) から構成されることとなっている。

郡が複数の市を包含している場合は、地方 (*localidades*) と呼ばれる。そのうち 1 市が筆頭市 (*cabecera municipal*) とされ、残りの市が、財政権限を持たない市長補 (*presidencia auxiliar* ないし *junta auxiliar*) を選出することとなっている。

郡は、上下水道等、道路照明、治安維持、交通、食肉処理場の監督、公園・庭園・墓地等の整備等に責任を有する。また、教育、消防、医療、環境保護、記念物・歴史的遺構の保全等において、州や連邦政府の補佐を行う。1983 年以来、郡は固定資産税・上下水道税を徴収できるようになったが、こうした自主財源よりも連邦・州から交付される依存財源の方が大きい。

なお、州によっては、郡の下位に区 (*delegaciones*) が編成されている。Baja California 州では、すべての郡の下位に区が位置する。但し、次項にみる連邦特別区の場合とは異なり、郡の下位の区は、行政権限を有する。

北西部や南東部の州は、都市圏を構成するような市・町が少なく、従って少数・大規模の郡から成っている。逆に、中央や南部の州は、多数・小規模の郡から成っており、複数の郡に及ぶ大都市圏も存在する。

図表 36 : 各州の郡の数

州名	郡の数	州名	郡の数
Aguascalientes 州	11	Nayarit 州	20
Baja California 州	5	Nuevo León 州	52
Baja California Sur 州	5	Oaxaca 州	570
Campeche 州	11	Puebla 州	217
Chiapas 州	118	Querétaro 州	18
Chihuahua 州	67	Quintana Roo 州	8
Coahuila 州	38	San Luis Potosí 州	58
Colima 州	10	Sinaloa 州	18
Durango 州	39	Sonora 州	72
Guanajuato 州	46	Tabasco 州	17
Guerrero 州	76	Tamaulipas 州	43
Hidalgo 州	84	Tlaxcala 州	60
Jalisco 州	126	Veracruz 州	210
México 州	125	Yucatán 州	106
Michoacán 州	113	Zacatecas 州	58
Morelos 州	33		

(3) 連邦特別区

① 連邦特別区政府

憲法 44 条において、メキシコシティは連邦特別区と規定され、連邦政府が置かれる首都とされている。憲法第 122 条において諸権限が定められている。連邦特別区政府は、連邦政府の管理下におかれることとなっており、立法権・行政権・司法権をそれぞれ連邦特別区議会 (Asamblea Legislativa)・連邦特別区長 (Jefe de Gobierno del Distrito Federal)・上級司法裁判所 (Tribunal Superior de Justicia) が担うことと定められている。なお、首都が移転した場合の措置としては、Valle de México 州として再編されることとなっている。

州憲法に相当するのは連邦特別区憲章 (Estatuto de Gobierno del Distrito Federal) である。

以前は大統領の任命する連邦特別区長によって執政が行われており、議会も存在しなかったが、1987 年 8 月 10 日に公布された憲法改正により、一院制の特別区議会が設置された。当初は連邦政府の立法と競合しない範囲での条例制定権は与えられたものの、独自の法律や予算案の作成は行えず、権限は限定されていた。1993 年 10 月の憲法改正により、連邦特別区憲章の作成や市政府組織法の制定、予算策定といった権限を獲得した。連邦特別区長の公選制は、1996 年の選挙法改正によって導入された (箕輪、2007)。

ア 連邦特別区長 (Jefe de Gobierno del Distrito Federal)

- ・権限：連邦特別区の行政を担う。
- ・選出方法：直接選挙によって選出される。任期 6 年。再選禁止。

イ 連邦特別区議会 (Asamblea Legislativa)

- ・権限：連邦特別区の立法権を担う。
- ・選出方法：相対多数・比例代表並立制の直接選挙によって選出される。
任期 3 年。連続再選禁止。

ウ 上級司法裁判所 (Tribunal Superior de Justicia)

- ・権限：連邦特別区の司法権を担う。
- ・人事：裁判官人事は、区長の提案に対して議会が承認することで成立する。

② 地方自治体

連邦行政区の下には、16 の区（delegaciones）が位置している。これらは、州における郡に比べると権限は小さいが、2000 年以來、16 の区は自治権を獲得し、区長（jefe delegacional）を多数制の選挙制度によって選出する権限を得た。それまでは連邦特別区長によって指名されていた。ただし、区は議会組織を有さない。

規制権限は区に属さず、大半が連邦特別区に属する。公務員の多くは連邦特別区によって組織される。統計資料上は、連邦特別区の直下の行政単位として扱われる。区のレベルにおける大半の公共サービスは、連邦特別区によって運営される。

図表 37：連邦特別区の区

区名	人口	面積 (km ²)
Alvaro Obregón	706,567	96.17
Azcapotzalco	425,298	33.66
Benito Juárez	355,017	26.63
Coyoacán	628,063	54.40
Cuajimalpa	173,625	74.58
Cuauhtémoc	521,348	32.40
Gustavo A. Madero	1,193,161	94.07
Iztacalco	395,025	23.30
Iztapalapa	1,820,888	117.00
Magdalena Contreras	228,927	74.58
Miguel Hidalgo	353,534	46.99
Milpa Alta	115,895	228.41
Tláhuac	344,106	85.34
Tlalpan	607,545	340.07
Venustiano Carranza	447,459	33.40
Xochimilco	404,458	118.00

(出所) 2005 年人口・住宅統計調査 (Censo de población y vivienda 2005)

2 地方財政

地方政府（州、郡）の財政は、連邦政府に大きく依存している。財務省（SHCP）の資料では、2005年の州歳入の86%は、連邦政府からの交付金となっている。

課税については、1978年の財政調整法で連邦政府と地方政府の権限について法的枠組みが設けられ、財務省と国税庁（SAT）（Servicio de Administración Tributaria）を中心とする財政調整制度により、連邦政府が大きな権限を持つことが確認された。州が徴税権を持つのは、車所有税・取得税、観光税、狩猟税などであり、郡が徴税権を持つのは、固定資産税、上下水道税などに限られている。

図表 38：地方政府歳入における中央政府依存財源比率（%）

	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
州	80.5	81.6	86.4	88.0	90.4	90.7	91.7	90.4	90.1	89.3	88.8	86.1
郡	49.1	52.4	58.5	60.2	62.1	66.3	68.7	69.1	68.1	67.9	66.0	—

（出所）財務省，“Diagnostico integral de la situacion actual de las haciendas públicas estatales y municipales 2007,” 2007.(URL: <http://www.apartados.hacienda.gob.mx/ucef/index.html>)

州への交付金額は、貧困や識字率等の基準により定められている。連邦政府議会の影響力が相対的に増大しており、予算審議においては州知事から上下院議員を通じての働きかけが活発化している。

郡への交付金額は、以下のような基準をもとに判断されている。人口だけでなく、貧困や先住民族の状況など複雑な地域事情も考慮される。

- ①歳入、経済動向
- ②人口、人口密度、面積
- ③過去の交付金額
- ④貧困指数、伝統的未開発地域・被差別地域の有無 その他

地方政府への交付金は、用途を特定しない形で法的に交付が義務付けられたもの（participaciones）と、教育・医療・治安・社会インフラ等の特定目的への支出を条件に交付されるもの（aportaciones）に分かれる。2010年の連邦政府予算では、前者が4,415

億 7,900 万ペソ（約 345 億ドル⁶）で、後者が 4,631 億 5,200 万ペソ（約 362 億ドル）となっている。

⁶ 換算レート 1 米ドル=12.8 ペソ（平成 21 年 12 月時点）

3 地方強化プログラム

(1) 「地方からのアジェンダ」

カルデロン政権（2006～）は、連邦制強化を政策として掲げており、連邦行政強化の一環として郡機能の強化を行っている。

連邦政府では、内務省（SEGOB）に属する「連邦制度及び郡発展国立研究所」（INAFED: Instituto Nacional para el Federalismo y el Desarrollo Municipal）が中心となって、国際連合が1992年の地球サミットで持続可能な開発のための具体的行動計画として策定した「アジェンダ21」を参考に、地方政府のために「地方からのアジェンダ」（Agenda desde lo local）という行動計画を策定した。これは、約270の項目から構成されており、郡長や郡議会の業務上の指針とすることが認められている。

但し、郡は憲法において、自治権を保証されており、アジェンダの採用や、それらの項目を達成することは義務ではない。

(2) 郡機能の測定・評価

地方政府が最低限満たすべき機能を果しているかどうか測定・評価が行われている。測定評価のために、内務省（SEGOB）が、4つの次元から39の指標を設けている（次表）。4つの次元とは、「制度的開発」、「持続可能な経済開発」、「包括的社会開発」、「持続可能な環境開発」である。測定評価は、国内の大学が担当している。信号機になぞらえて、指標ごとに青（問題なし）・黄（やや問題あり）・赤（問題あり）の3段階でわかりやすくアウトプットをしている。評価は8ヶ月程要し、評価が高い郡については表彰を行っている。

図表 39 : 郡の評価指標一覧

4つの次元	指標
1. 制度的開発	1.1 行政の責任と質の管理
	1.2 連携と結束
	1.3 公共サービスの職員制度
	1.4 郡民の参加
	1.5 財政の信頼性
	1.6 市民保護の率先と市民保護文化の促進
	1.7 ハイテクとインターネット
	1.8 法的秩序
	1.9 法治国家の有効性
	1.10 透明性
	1.11 財源の健全性
	1.12 安全
2. 持続可能な経済開発	2.1 代替経済の革新性
	2.2 生産的な職種の促進
	2.3 基本的物品の供給責任
	2.4 地域就業のための資格取得の促進
	2.5 観光業の促進
	2.6 内外のコミュニケーション
	2.7 農業セクターの促進
	2.8 産業、取引、サービスの促進
3. 包括的社会開発	3.1 公益事業の提供
	3.2 スポーツとレクリエーションの促進
	3.3 民族と社会の包括
	3.4 男女平等の促進
	3.5 リスクに対する社会的責任
	3.6 健康
	3.7 基本レベルの教育の品質確保の促進
	3.8 高品質の住宅
	3.9 市民性の養成
	3.10 文化と歴史的財産の促進
	3.11 貧困と闘う責任
4. 発展可能な環境開発	4.1 大気環境対策の促進
	4.2 清潔さと、廃棄物等に関する責任
	4.3 景観の保護の促進
	4.4 天然資源の促進
	4.5 土地整備の促進
	4.6 水質対策の促進
	4.7 土壌汚染対策の促進
	4.8 環境教育の促進

(出所) 内務省

V 公務員制度

1 公務員制度の概要

国家公務員制度の関連法には、連邦行政組織法、公務員行政責任法（Ley Federal de Responsabilidades Administrativas de los Servidores Públicos）、連邦行政キャリア公務員法（Ley del Servicio Profesional de Carrera en la Administración Pública Federal）等がある。

地方公務員については、州憲法にそれぞれ規定されており、州ごとに制度が異なっている。能力・知見のある人が必ずしも公務員になれない問題があるため、地方の人的資源強化のために連邦政府の法律によって州の行動を促すことが試みられているという。以下では国家公務員制度について述べる。

（1）公共部門の規模と定員

公務員数は、2009年で約250万人である。公務員は全員がフルタイム勤務となっている。籍・職位がある「estructura」層と、年間契約による「honorario」層の2つに分かれている。公務員約250万人のうち、「honorario」は34,186人（2009年12月31日時点）であり、多くの公務員が「estructura」に属している。

図表 40：公務員数の推移⁷

	総計	省庁	公企業	州政府	州事業体	郡政府
2005	2,398,308	431,280	386,604	350,629	1,190,431	39,364
2006	2,424,773	432,446	382,359	365,308	1,203,881	40,779
2007	2,490,497	444,374	391,070	380,947	1,232,697	41,409
2008	2,542,307	453,358	388,215	393,570	1,264,068	43,096
2009	2,568,735	451,090	379,485	399,375	1,293,858	44,927

（出所）大統領府, Anexo Estadístico, 2009 (URL: http://www.informe.gob.mx/anexo_estadistico/).

⁷ 公務員数は、公務員社会保険・サービス（ISSSTE）加入者に、州公務員社会保険加入者を加算したもの。社会保険制度の異なるメキシコ石油公社（PEMEX）・電力公社（CFE）・首都圏配電公社（LyFC）・社会保険庁（IMSS）の職員は含まれていない。

(2) 定員

各機関の定員は、総人件費の上限を設けることで管理されている。総人件費は、議会での関連予算承認、及び公共行政省の許可を得ることで変更が可能である。現在、公務員数は増加の傾向にあり、特に治安に携わる職員数が増加している。

(3) 採用・人事評価

中央政府の中間管理層職員は、全省庁的に設けられたキャリア公務員制度に従って管理されている。それ以外の職員は、省庁ごとの内部規則に従って管理されている。

公務員のうち約 130 万人は、何らかの労働組合に属している。キャリア公務員制度対象外の公務員の採用方法は、不透明であり、労働組合内規に基づき、世襲や縁故などによって採用が行われている模様である。

また、年間契約の「honorario」の採用については、キャリア公務員制度の対象ではなく、人件費予算の範囲内で、各機関の裁量により行われている。

(4) 職位・俸給

俸給表があり、職位ごとの給与が定められている。死亡や免職によって上位の職位が空席になると、職位の近い職員が、評価委員会による技能等の評価、承認を経て昇格する。俸給表はインターネットで公開されている。

俸給表の変更には、議会から連邦政府歳出予算の形で承認が必要である。2003 年から 2009 年 11 月まで、俸給表に変更は加えられていない。

省庁における幹部クラスの標準的な職位は以下のようになっている。上級事務官が副大臣に次ぐ地位にある。また、一般調整室長は通常の局長よりも上のランクにある。

- ・大臣
- ・副大臣
- ・上級事務官
- ・総局長・一般調整室長
- ・局長
- ・副局長
- ・部長
- ・次長

・課長

(5) 勤務時間

中央官庁職員は、7時から18時（中級以上の職員では9～18時）の時間帯の中で、1日8時間以内の勤務時間を割り当てられる。

(6) 退職・年金

2007年に定年制が廃止されたため、退職が義務付けられる年齢はない。

公務員の年金制度は、ISSSTE（公務員社会保険・サービス）によって運営されている。年金受給資格は、ISSSTEに対して25年間以上の保険料納付を行っていることと、満65歳に達していることである。受給できる金額は、退職時の年齢や勤続年数に応じて規定されている。

2 キャリア公務員制度

公務員人事の管理制度として、中間管理層を対象としたキャリア公務員制度（Sistema Servicio Profesional de Carrera）が設けられている。キャリア公務員制度のミッション、ビジョン、目的は下記の通りである。

図表 41：キャリア公務員制度の理念

ミッション	連邦行政における職能開発によって、政府のよりよいサービスを受けられることを市民が認識するようにすること。
ビジョン	キャリア公務員制度によって、社会的効果をもたらすのに必要な人材を連邦行政府に提供する。
目的	人材の専門的指導のシステム確立を通して、連邦行政府が目的達成に必要な能力を持つことを保証する。

（出所）公共行政省

（1）導入の経緯

公務員のキャリア化の試みは、1983年に省庁間委員会（Una Comisión Intersecretarial del Servicio Civil）が設置されたのが始まりである。省庁間委員会は、連邦政府職員の採用・評価を担当し、行政手法及び職員のキャリア開発を統一化するのが目的であった。ただし、省庁間委員会は法律上の未整備のために、成果としては乏しいものに終わった。

キャリア公務員制度の正式な運営は、2003年にキャリア公務員法（La Ley para el Servicio Profesional de Carrera en la Administración Pública Federal）が全会一致に近い形で議会を通過し、2004年4月に施行規則が制定されたときから始まる。これは、恒常的な研修、業務評価、昇進や罰則を明確にし、公募によって採用を行うものである。

（2）制度内容

① 対象範囲

対象となる職員の階級は以下の通り設けられている。

- a) 局長レベル
- b) 部長レベル
- c) 次長レベル
- d) 課長レベル
- e) 連絡員レベル

キャリア公務員制度の対象外となる分野がある。大統領府、外務省の職員、行政部門の部長、上級職員、副大臣、団体の長及びそれに準ずる職、海軍、警察、メキシコ国外公務、教育、医療などである。

② 担当機関

制度の担当機関は以下の通りである。

- ・公共行政省：キャリア公務員制度に関する規則を制定する。連邦行政人材・職能開発局（Unidad de Recursos Humanos y Profesionalización de la Administración Pública Federal）が、同システムの事務局となっている。
- ・諮問委員会：各省庁の技術委員会委員長及び内務省、財務省、労働省の代表者から構成されている。
- ・専門家及び選考に関する技術委員会（各省庁内）

③ 採用

職位に空席が発生した際、それを補うために職員採用が行われる。採用は、オープンな公募制が行われる仕組みになっている。詳細は以下の通りである。

- ・応募：政府官報又はインターネットサイト（<http://www.trabajaen.gob.mx>）で欠員の公募情報を見ることができる。応募者はインターネットの所定のフォーマットに必要事項を記入し申し込む。
- ・選考：手続きの透明性を保つため、自動的に経歴のフィルタリングが行われ、条件を満たす候補者が絞られる。その後、知識試験及び能力、経験、功績の評価が行われる。各機関の選考過程を担当する委員会は、志願者を面接の段階まで担当し、最終候補者を決定する。
- ・採用：委員会に選抜された候補者は、第一レベルで1年間業務を遂行し、十分な働き

ぶりであったと委員会が判断する場合は、連絡員のカテゴリーで採用される。公務員になるための要件は、連邦行政キャリア公務員法第 21 条により以下の通り定められている。

- I この制度に参加を望むものは、それぞれの公募に記載されている以外に、次の必要条件を満たさなければならない。
 - ① 全権利を有するメキシコ国民であること。外国人の場合、職務を全うするために必要な入国管理上の要件を備えなければならない。
 - ② 重大な犯罪により、自由を拘束する以上の刑に処せられたことがないこと。
 - ③ 聖職につかず、いかなる宗教団体の聖職も務めていないこと。
 - ④ 公務を行う資格を有し、法的に公務を行うことが妨げられていないこと。
- II 公務に従事するために、性別、年齢、能力、健康条件、宗教、婚姻、出身民族、社会的身分によって差別をされてはならない。

④ 人事評価

キャリア公務員の人事評価は、業務履行評価 (Evaluación del Desempeño) 及び人材開発計画 (Planeación de Recursos Humanos) の体系に基づき、研修評価、能力の認定、パフォーマンスの評価によって行われる。

ア 研修評価

キャリア公務員は、1 年間に 40 時間、研修評価を受ける義務がある。評価は、研修の成績・成果に基づいて行われ、結果が十分でない公務員は再研修・再評価を受ける。2 度目に不合格になると免職となる。研修スケジュールは、各省庁がそれぞれ作成している。

イ 能力の認定

キャリア公務員は 5 年に 1 回、能力認定の試験を受けることとなっている。各機関が、職位ごとに認定されるべき能力を定め、試験を行っており、合格することがキャリア公務員の職にとどまるための条件となっている。2 度目に不合格になると免職となる。

ウ パフォーマンスの評価

1月と2月に、前年のパフォーマンス評価が行われる。評価指標は、各機関の目標、そこから派生する集団的目標、さらに個別の目標に体系化されている。評価は、各機関内部に設けられた評価委員会が担当する。優秀な結果を出した職員は、有給休暇等の褒章を受けることができる。

(3) 実績と課題

キャリア公務員数は、本来の定員が約40,000人であるが、約12,300人の欠員が生じている状態である。

法律では段階的プロセスを定めているが、現政権では公募採用数の増え方が想定より少なく、キャリア制度対象枠における新規採用のうち約6割が公募制以外で採用されている。

その一因として、キャリア公務員法第34条の例外規定が、公募外採用を可能とする抜け穴となっていることがある。直近の2年間で公募採用者は7,500人程度に過ぎない一方で、キャリア公務員法第34条の例外規定による採用数は14,400人にのぼる。

図表 42：キャリア公務員の採用状況

(人)

	2006年	2007年	2008年	2009年
総職員数	45,165	36,899	38,823	38,487
欠員数	7,579	7,563	9,725	12,291
公募採用数	1,660	2,163	4,133	3,421
34条に基づく採用数		4,850	9,526	4,866

(出所) 公共行政省資料

■ メキシコの公務員は文系？理系？ ■

公共行政省は 2009 年に行政機関の中間層職員 4 万人に対して出身分野の調査を行った。それによると、行政学・経済学・経営学等の社会科学の分野で学士・修士等の学位を得ている者が 48%と最も多く、次いで電気工学・土木工学・IT 等の工学・科学技術分野の出身が 28%、食料・漁業等の農学分野の出身が 11%、物理・数学・化学等の自然科学分野の出身が 6%、教育学・人文科学分野の出身が 5%、保健科学分野の出身が 2%となっている。

文系と理系に分けると、文系（社会科学・教育学・人文科学）が 53%、理系（工学・科学技術・農学・自然科学等）が 47%と、ほぼ半々となっている。

各省別に見ると、財務省では 54%の職員が社会科学分野出身者で、次いで工学・科学技術分野出身者が 27%を占めている。以下、農学出身が 8%、自然科学・精密科学の出身が 6%、教育学・人文科学が 4%となっており、文系が約 6 割、理系が約 4 割という比率である。財務省で工学・技術系の出身者の比率が 3 割近いというのは興味深い。

さらに環境・自然資源省では、工学・科学技術分野出身者が 38%と最も多く、次いで社会科学分野が 36%、農学が 12%、自然科学・精密科学が 10%、教育学・人文科学が 3%という順である。この省は理系が 6 割と多数派になっている。

一方公共行政省は、社会科学系が 76%を占めているが、むしろ例外的なようである。このように、メキシコの省庁は理系出身者が多く、専攻も様々なのが特徴である。■



公共行政省オフィス

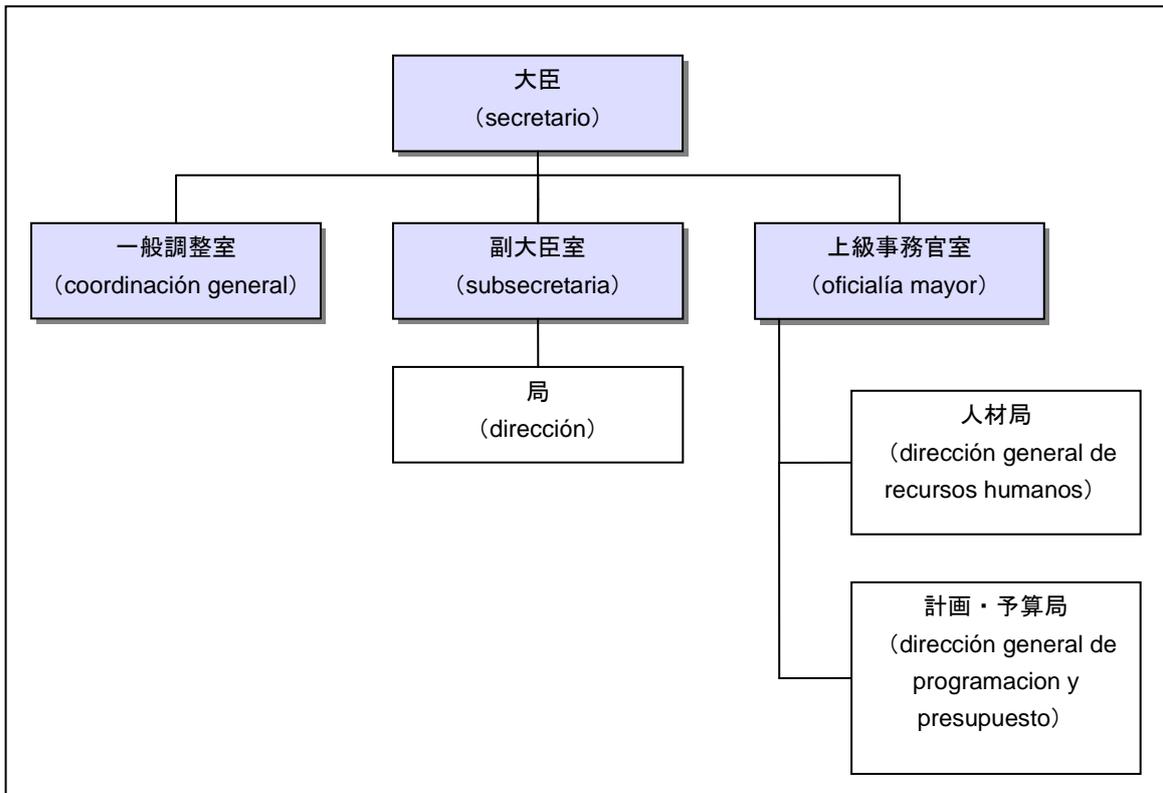
VI 行政管理

1 組織・定員管理

省庁の組織は、連邦行政組織法及び各機関の内規に基づいて管理されている。省庁によって組織の詳細は異なり、構成部局の名称も一様ではないが、一般には下図のように構成されている。

組織編成を定めた内規を改定するには、公共行政省の承認を受ける必要がある。人員予算の変更を伴う場合には、予算編成過程において財務省の承認を得る必要がある。省庁内部では、日本の官房に相当する上級事務官室のもとで、人員・予算等の管理が行われている。

図表 43：省庁組織の概念図



(1) 省内組織編制

省内の内部組織編制は、各省の内部規則により定められている。各省の内部規則は、予算編成を担当する財務省と行政管理を担当する公共行政省の認可によって制定・改正が可能である。

(2) 上級事務官室の役割

各省庁に上級事務官室 (oficialía mayor) があり、省内の予算・経費の分配について権限を有しており、わが国における官房に相当している。上級事務官室内の予算担当部署は、「計画・予算局 (DGP)」と呼ばれ、財務省との折衝の役割を務めている。予算編成では、財務省が定めた予算上限のもとで、各上級事務官室が省内配分を作成の上、予算案を財務省に回付する。財務省は各上級事務官室から送られてきた予算案をもとに、財源バランスや連邦政府の方針との合致について評価を行う。最終的な予算案は財務省が、連邦議会に提出する。

また、上級事務官室の下には「人材局」が配置され、省庁内の人事管理を担当する。

(3) 一般調整室の役割

一般調整室 (coordinación general) は、特定分野に特化した形で設置される。位置付けは、省によって異なっており、局扱いの場合もあれば総局扱いの場合もある。

例えば、国家市民保護システムの調整を行っている、内務省の市民保護一般調整室 (coordinación general de protección civil) の場合は、内務大臣直属の位置付けとなっており、俸給レベルは副大臣より下位であるが、組織上の位置付けは副大臣クラスにある。国家市民保護システムの責任者が大統領、内務大臣が事務局長、内務省の市民保護一般調整室が技術的な事務局である。

一般調整室は、各省の内部規則により具体的な権限・役割が決まっている。ただし、一般調整室の設置は、連邦法ではなく一般法に基づいていることが他の内部組織とは大きく異なる。設置一般法は、連邦だけではなく州・郡にまで適用されるものであり、各州は一般法の内容を遵守する形で州法を制定する必要がある。そのため、一般調整室は州との調整をする権限を有しており、地方支局・事務局の設置はなされていない。

2 情報公開

(1) 取組の経緯

ビセンテ・フォックス政権（2000年～2006年）は、「誠実で透明性の高い政府」の実現に向け、政権発足後間もない2000年12月4日に「連邦行政機関透明性確保／汚職撲滅省間委員会」（CITCC: Comisión Intersecretaria para la Transparencia y Combate a la Corrupción en la APF）を創設した。

次に2002年、情報公開並びに個人情報保護を目的として、「情報公開及び政府公共情報へのアクセスに関する法律」（LAFTAZPG: Ley Federal de Transparencia y Acceso a La Información Pública Gubernamental）が議会の全会一致で可決され施行された。

2003年6月12日には、「情報公開及び政府公共情報へのアクセスに関する法律」第33条に基づき、連邦情報公開庁（IFAI）が創設された。連邦情報公開庁は、独立性が高い機関であり、情報公開申請の再審理等を行うほか、出先機関等が保有する個人情報の機密を保持する任務を有している。

(2) ビジョン

情報公開のビジョンは、「情報公開及び政府公共情報へのアクセスに関する法律（LAFTAZPG）」に定められている。本法律は、市民が行政府・立法府・司法府の保有する情報を利用する権利を保障するものであり、情報利用権を行使するにあたり、その使用目的を示すことなく市民は情報を利用することができるとしている。

(3) 担当機関

主な担当機関は、公共行政省（SFP）及び連邦情報公開庁（IFAI）である。

公共行政省（SFP）は、連邦公務員の手続きにおける透明性を確保し、手続きとサービス改善の任務を達成すること、また行政機関が、市民に表明された問題を解決するために信頼でき効率的なユニットに変わるというビジョンに到達することを短期的に達成するための戦略的目的を制定する。

連邦情報公開庁（IFAI）は、公的情報へのアクセス権及び個人情報保護を連邦レベルで保証、促進する。政府及び政府関連団体が情報公開を適切に実行しているか監視し、非公開の場合は公開を求める。審理を通じ、市民の情報アクセス権を守る。

(4) 情報公開のプロセス

2002年の「情報公開及び政府公共情報へのアクセスに関する法律（LFTAIPG）」施行以降、約250の政府関係機関に情報公開申請に対応する義務が生じた。

情報公開申請があった場合、原則5日後以内に政府関係機関から必要情報について確認連絡を行い、確認が取れば20労働日以内に情報を公開することとなっている。情報調達が難しい場合、さらに20日間の猶予期間が与えられる。

情報提供は基本的に無料である。ただし、印刷費用やCD作成費用が生じた場合、実費が請求される。

なお「情報公開及び政府公共情報へのアクセスに関する法律（LFTAIPG）」に定める「例外事例」にあたる場合は、情報公開を拒否することができる。

例外事例とは、

- ・国家安全保障・国内治安に害がある場合
- ・他国との関係を害する場合
- ・金融・通貨の安定を害する場合
- ・身体生命への害がある場合
- ・法の執行を妨げる場合
- ・法の定めがある場合

等である。

各機関の情報委員会は、情報公開請求があった際に、情報を公開するか否かを決定する。非公開が決定した場合には、申請者は連邦情報公開庁（IFAI）に不服申立てを請求することができる。不服申立てを行う場合は、15日以内に行わなければならない。連邦情報公開庁は不服申立ての申請があった場合に介入できることとなっている。連邦情報公開庁は運営・予算における自治権及び決定権を持つことと定められており、各事例における判断をし、情報を公開し、該当機関の情報公開遂行度合いを確認する。

なお、連邦情報公開庁が不服申立てを受けてから決定を下すまでの期間は、法律（LFTAIPG）には定められていない。専門家からは、申請から情報を入手するまでの時間がかかりすぎる点や、データの完全性等が不十分な点に批判が生じている。

(5) 情報請求件数

連邦情報公開庁 (IFAI) の発表によると、連邦政府機関に対する情報請求の受付件数は、2003 年が 24,097 件、2004 年が 37,732 件、2005 年が 50,127 件、2006 年が 60,213 件、2007 年が 94,723 件、2008 年が 105,250 件、2009 年は 117,597 件となっており、年々増加傾向にある。

図表 44：連邦政府に対する情報請求件数の推移

年	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年	2009 年
件数	24,097	37,732	50,127	60,213	94,723	105,250	117,597

(出所) 連邦情報公開庁

機関別では、上位 10 機関で全体の 41%を占めており、社会保険公社 (IMSS) が 14%、公共教育省が 5%、財務省が 4%、また環境資源省、保健省、公共行政省、通信運輸省、公務員社会保険・サービス公社 (ISSSTE) がそれぞれ 3%、内務省が 2%となっている。

手段別では、請求のうち 96%がインターネット経由である。

3 個人情報保護

(1) 取組の経緯

2000 年以降、議会において、個人情報保護に関するさまざまな法プロジェクトが促進された。

2002 年に施行された「情報公開及び政府公共情報へのアクセスに関する法律 (LAFTAZPG)」は、個人情報保護を保証する規定を定めている。本法律では、公的機関の有する個人情報は機密情報とみなされ、正当な目的以外で使用してはならないとしている。

また 2007 年の憲法改正では、第 6 条第 2 項及び第 3 項において、個人情報及び個人の生活に関する情報は、公文書にある個人情報のアクセス権及び訂正権同様に、保護されると規定している。さらに 2008 年、憲法第 16 条及び第 73 条が改正され、すべての国民の個人情報保護権が保証されることが憲法において明確化された。

(2) 法的根拠

憲法第 16 条では、個人情報保護権を認める。個人情報の扱いに関する原則について述べる一方、同時に例外規定も設けている。「全ての国民は個人情報保護権及び個人情報のアクセス権、訂正権、取消権を持つ。同時に法の定める条件下で反対表明権を持つ。国家の安全、治安、安全、公衆衛生の維持、第三者の権利保護等の理由のため、情報の扱いを定めた規則に例外規定を作る。」

また、憲法第 73 条は、民間の所有する個人情報の保護について、議会が持つ権限を定めている。民間（銀行、病院、専門家等）もまた大量の情報を扱うので、そうした情報の利用を国家規模で規制するために、連邦議会への権限付与が行われている。

(3) 担当機関

2003 年に創設された連邦情報公開庁 (IFAI) が、個人情報について主に担当している。

連邦情報公開庁 (IFAI) は、連邦政府の支局及び関連団体に対し、個人情報のアクセス及び訂正を申請するための助言を与え、拒否判断を受けた場合の再審理を担当している。また連邦情報公開庁 (IFAI) は、どの機関に問い合わせれば、欲しい情報を手に入れるこ

とができるのかについてアドバイスを行っている。メキシコ国内の個人情報保護に関する市民への情報提供・啓発活動も行っている。

(4) アクセス手続きと実績

個人情報アクセスの手続きは、インターネット上から行うことができる。

連邦政府のポータルサイトであるINFOMEX⁸からユーザー登録を行い、ログインすると、個人情報アクセスの申請をすることができる。

連邦情報公開庁（IFAI）の統計によれば、2009年11月1か月間の政府への情報請求は10,449件で、このうち1,483件（14.2%）が個人情報に関するものとなっている。

⁸ <https://www.infomex.org/gobiernofederal/home.action>

VII 行政評価

1 政策評価

(1) 検討の経緯

政策評価について、各政権が実施した政策を整理すると以下の通りとなる。

ホセ・ロペス・ポルティージョ (José López Portillo) 政権 (1976～1982) では、予算企画省 (SPP) 内に、評価副大臣室を設置した。評価副大臣室は、政権期間中の包括的な開発計画を示す役割を担った。

ミゲル・デ・ラ・マドリ (Miguel de la Madrid Hurtado) 政権 (1982～1988) では、公共行政省の前身となる監査省 (SECOGEF) を設置し、国家民主的計画システムや行政簡素化プログラムを導入した。

カルロス・サリナス・デ・ゴルタリ (Carlos Salinas de Gortari) 政権 (1988～1994) は、予算企画省 (SPP) を廃止すると共に、監査省 (SECOGEF) を行政監査・開発省 (SECODAM) へと再編させた。

エルネスト・セディージョ (Ernesto Zedillo Ponce de León) 政権 (1994～2000) は、公共行政近代化プログラムを制定した。また議会所属の監査機関として、連邦監査機関 (ASF) を設置した。

ビセンテ・フォックス・ケサーダ (Vicente Fox Quesada) 政権 (2000～2006) では、内部監視機関評価制度 (MIDO) を導入し、また行政監査・開発省 (SECODAM) を公共行政省 (SFP) に改組した。

2006年に発足したフェリペ・カルデロン (Felipe de Jesús Calderón Hinojosa) 政権では、履行評価制度を導入した。本制度の導入には、OECD や世界銀行、スペイン国際開発庁が協力を行った。また、大学等の第三者機関が行政機関を評価する「年間評価プログラム」や「連邦行政近代化プログラム」の導入も行われている。

図表 45：主な政策評価の施策

年代	大統領	内容
1976～1982	ホセ・ロペス・ポルテ イージョ	予算企画省 SPP に評価副大臣室を設置 政権期間中の包括的な開発計画が示されるようになった
1982～1988	ミゲル・デ・ラ・マドリ	公共行政省の前身となる監査省 SECOGEF を設置 国家民主的計画システム、行政簡素化プログラムの導入
1988～1994	カルロス・サリナス・ デ・ゴルタリ	SPP 廃止 SECOGEF を行政監査・開発省 SECODAM に再編
1994～2000	エルネスト・セディー ジョ	公共行政近代化プログラム制定 議会所属の監査機関として連邦監査機関 ASF 設置
2000～2006	ビセンテ・フォック ス・ケサーダ	内部監視機関評価制度 MIDO を導入 SECODAM を公共行政省に改組
2006～	フェリペ・カルデロン	履行評価制度を導入 大学等の第三者機関が行政機関を評価する「年間評価プログラム」導入、「連邦行政近代化プログラム」導入

(2) 担当機関

政策評価を担当するのは、主に財務省 (SHCP)、公共行政省 (SEP)、国家評価審議会 (CONEVAR) である。

財務省 (SHCP) と公共行政省 (SEP) は、評価制度を設計・管理する。また財務省 (SHCP) はこれに加えて、評価結果の予算編成への反映を行っており、四半期毎の報告書を公表している。

社会開発省 (SEDESOL) に属する国家評価審議会 (CONEVAR) は、社会関連プログラムの評価を行っている。

(3) 評価プロセス

評価の対象は、政府で承認された1年間のプログラム、及び次年度支出予算計画である。

まず財務省 (SHCP)、公共行政省 (SEP)、国家評議会 (CONEVAR) が、評価に係る一般的目標、スケジュール、対象機関、対象業務、評価指標の策定を行う。次に、各省庁が内部で自己評価を実施する。自己評価実施後、各省庁は第三者機関と契約の上、外部機関による評価を受ける。

評価結果は、インターネットで公開されるほか、連邦議会に提出される。改善の余地のある項目についてはフォローアップを行う必要がある。

また、開始1年以内もしくは今後実施される新しいプログラムについて、必要に応じて事前評価を行う。また、規制政策については、事前の影響分析 (Regulatory Impact Assessment) を行う。これは経済省 (SE) が所管しており、経済省傘下の規制改善連邦委員会 (COFEMER) が経済・社会・環境の側面で影響が発生しないかどうか事前評価を行う。

(4) 実績と課題

評価対象となった連邦政府のプログラムや計画は、これまで600超であり、2007年には126、2008年には192、2009年には196となっている。2010年には141のプログラムや計画について評価が行われる予定である。

課題としては、所管する政府管理・行政評価局の担当者によると、複数の担当者間での責任の所在が不明確な場合の評価や、チームワークには乏しいが個人的パフォーマンスに秀でた人への評価といった点があるという。

今後は、評価の質を高めるために評価指標の数を減らすことや、評価担当職員の評価能力向上施策が検討されている。2010年は、国立自治大学 (UNAM) での遠隔研修プログラムにより、全国約500名の公務員が評価研修を実施する予定である。

公企業の評価については、連邦公企業法 (Ley Federal de las Entidades Paraestatales) 第59条、第60条及び関連規則により、公企業による自己診断と報告制度が導入されている。各企業が自己評価すべき内容も定められており、業務状況、財務状況、方針、法規遵守度、報告内容等について、公共行政省から出向する委員が指導している。

地方自治体の評価については「IV地方制度 3地方強化プログラム」(52頁)を参照。

2 行政評価・監視

(1) ビジョン

2008年に、「会計書類の提示、透明な政府（情報公開）、汚職との戦いに関する国家プログラム2008-2012」が発表された。内部管理機関業務における予防的視点の強化、連邦行政及び検察における査察の範囲と影響の拡大、さまざまな査察機関間の協力体制の強化等が、実現のための戦略として挙げられている。

(2) 担当機関

担当機関は、財務省（SHCP）、公共行政省（SEP）、連邦監査機関（ASF）である。

財務省（SHCP）は、履行評価プログラムの一環として連邦政府の資金使用について監査を行う。監査目的は、計画履行の成果を確認することである。

公共行政省（SEP）は、各省庁の内部監視部門（OIC）を所管しており、これを通じて各省庁の監査を実施している。監査目的は、汚職等の不正防止である。

連邦監査機関（ASF）は、議会下院に属する機関であり、行政府ではなく立法府に属している。日本における会計検査院にあたる組織であり、連邦予算を執行する全組織に対して収入・支出の監査を行っている。

(3) 公共行政省による行政監視

ビセンテ・フォックス・ケサーダ政権時に発足した内部監視機関（MIDO）が、公共行政省の下で省庁の内部監視部門のパフォーマンスを評価している。MIDOは、5つの評価指標に基づくスコアを算出している。具体的な指標は、腐敗リスク削減度、不透明リスク削減度、機関としてのパフォーマンス、内部監視部門の業務パフォーマンス、内部監視部門によるパフォーマンス認識となっている。

MIDOスコアの平均値は、2004年9.17、2005年7.65、2006年8.75、2007年7.99であった。特に内部監視部門の業務パフォーマンス指標（監視、告発、クレーム、行政責任等に関するもの）の平均値は、2004年8.26、2005年8.21、2006年8.23、2007年8.14であった。

3 行政相談

(1) 関連機関

公共行政省（SEP）が行政相談制度を運営している。同省は、①連邦公務員の手続きにおける透明性を確保し、手続きとサービス改善の任務を達成する、②市民の抱えた問題を解決するために信頼できる効率的な機関となる、というビジョンのもとで行政相談に対する目標を制定することとなっている。

(2) 制度内容

公共行政省市民対応局（Unidad de Atención Ciudadana）は、行政相談に対し以下の役割を担っている。

- ・連邦職員に対する苦情・訴えの受付
- ・公務に関する苦情・提案・申請の受付
- ・連邦政府の諸機関に対し、手続及びサービスに関する監視・助言
- ・連邦職員及び各職員の手続きとサービスの検査
- ・連邦政府による手続きとサービス改善

公共行政省は、各行政機関の内部監視部門（OIC）を通じて相談を受け付ける。また 2007 年には内部監視部門（OIC）を通じたルートとは別に、公共サービスを行っている 11 機関に、市民からの相談窓口を設置している。相談窓口には各種フォーマットが整備されており、書類作成にかかる相談については、市民連絡センター（Centro de Contacto Ciudadano）が年中無休 24 時間、対応している。

(3) 実績と課題

行政相談に対する法体系が未整備のため、各行政機関に設置されている窓口の数や相談件数は正確に把握できていない状況である。公共行政省に限っていうと、同省が設立以後 7 年間に受けた相談件数は、327,382 件である。また 2007 年に設置した 11 機関の相談窓口では、クレーム、告発、提案、賞賛等を含め 46,900,000 以上の届出を受け取っているという。

図表 46：公共行政省での相談内容別受付件数（OIC 経由）

種類	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	計
苦情	5,735	4,028	5,917	6,209	5,469	5,309	6,587	39,254
請願	6,644	7,558	8,124	7,353	6,337	6,452	7,141	49,609
提案	1,079	2,837	2,611	1,849	1,910	1,962	1,914	14,162
直接応対	8	44	38,584	41,717	15,191	11,480	10,998	118,022
謝意	398	782	1,208	682	959	941	1,060	6,030
未分類	0	2	5	0	5	31	135	178
苦情・告発	16,439	17,175	14,743	11,596	12,454	12,295	15,425	100,127
計	30,303	32,426	71,192	69,406	42,325	38,470	43,260	327,382

（出所）公共行政省資料

図表 47：公共サービスを担う 11 機関での相談受付件数（2007 年）

機関名	件数
電力公社（CFE）	30,905,404
社会保険公社（IMSS）	13,839,006
公務員社会保険・サービス公社（ISSSTE）	1,955,749
首都圏配電公社（LyFC）	87,600
連邦警察（PFP）	45,181
国税庁（SAT）	25,800
外務省（SRE）	17,414
公共教育省（SEP）	14,128
国家水委員会（CNA）	4,852
通信運輸省（SCT）	2,821
連邦検察庁（PGR）	2,505

（出所）公共行政省資料

VIII 電子政府

1 電子政府プロジェクトの経緯

メキシコの行政府は 1990 年代には IT 技術の導入を進めていたが、連邦政府として明確な電子政府ビジョンが設けられたのは 2001 年である。2001 年、政府のデジタル化・近代化のための指針として、電子政府が公式的に打ち出された。2002 年には、電子政府は、フォックス政権が提唱した「良き政府アジェンダ」(Agenda de Buen Gobierno) における 6 つの柱のうちの 1 つとされ、国家の主要戦略に含められることとなった。

2 e-México プログラム

電子政府プロジェクトの中核的ビジョンとして 2002 年に導入され、政府・IT 産業界・研究機関等を含む関係各所の行動指針となったこのプログラムのもと、e-México 国家システム (El Sistema Nacional e-México) が整備されている。

e-México プログラムは、以下の 3 つの要素から成り立っている。

(1) コネクティビティ (Conectividad)

コネクティビティ (ネットワークの接続性) の改善により、情報通信技術によるサービスを全メキシコ国民にもたらすことを目指している。民間投資によって IT インフラを整備することに加え、辺境地にデジタル通信センター (DCC)⁹を設置することで、コネクティビティの改善が図られてきた。

⁹ DCC は学校、保健所、図書館等の公共機関に設置され、地域住民がインターネットにアクセスし、政府の提供するコンテンツを利用できるようになっている。既に 7500 ヶ所以上の DCC が設置されており、e-México のポータルサイトから所在地図を閲覧することもできるという。

(2) コンテンツ (Contenidos)

あらゆる情報社会化戦略は、社会全体にとって有益なコンテンツを生み出すことにすべきとされている。この方針のもと、保健コンテンツ e-Health、学習コンテンツ e-Learning、経済コンテンツ e-Economy、科学技術コンテンツ e-Science and Technology、行政関連コンテンツ e-Government、コミュニティコンテンツ e-Community 等が整備されてきた。

(3) システム (Sistemas)

e-México 国家システムは、ポータルサイト、データセンター、NAP から構成されていることとなっている。ポータルサイト (<http://www.e-mexico.gob.mx/>) は、各コンテンツのサブポータルによって構造化されている。データセンターは、e-México 国家システムの運営に必要な全システムを管理している。

(4) e-Méxicoの実績

e-México ポータルサイトは月間平均で 1,230 万ページ閲覧されている (2009 年)。

国連の「電子政府指標¹⁰ (E-Government Index)」によれば、2010 年のメキシコの電子政府指標スコアは 0.515 (世界平均 0.441) で、世界 192 国中、第 56 位である。

電子政府指標は各種行政サービスのオンライン化度の指標である「ウェブ化指標 (Web Measure Index)」、インターネットや PC 等の普及率の指標である「通信インフラ指標 (Telecommunication Infrastructure Index)」、成人の読み書き能力、就学率の指標である「人的指標 (Human Capital Index)」の 3 つのサブ指標の平均で算出される。メキシコは、ウェブ化指標は 0.441 と世界平均の 0.286 を上回っており、人的指標も 0.890 と世界平均の 0.797 より上であるが、通信インフラ指標が 0.216 と世界平均の 0.236 を下回っており、インフラ整備が電子政府推進上の課題となっている。

¹⁰ 国連が加盟各国の電子政府の状況について調査し、指標化したもの。各種行政サービスの提供の有無や通信インフラ等を得点化し、ランキングとして発表している。詳細は国連の Web サイトを参照。
(http://www2.unpan.org/egovkb/egovment_overview/index.htm)

3 主な行政関連コンテンツ

e-México プログラムによって提供されている以下のような行政関連コンテンツによって、国民が政府関連情報の入手や諸手続を行うことが可能になっている。

①Declaranet (URL:<http://www.declaranet.gob.mx>) :

公務員行政責任法及び政府公共情報公開法に基づいて公共行政省が管理し、公務員の資産を登録・管理・公開するシステム。公務員は Declaranet への登録を義務付けられており、本人の合意があれば資産情報が公開される。データは公共行政省が管理する。フォックス大統領が自ら率先して資産公開に利用したことで知られている。

②Tramitanet (URL:<http://www.tramitanet.gob.mx>) :

公共行政省が管理する行政手続システム。2000 種類以上の行政手続書類の作成・提出方法をオンラインで確認でき、電子書類の形式で提出することもできる。

③Compranet (URL:<http://web.compranet.gob.mx>) :

公共行政省が管理する連邦政府の物品・役務調達システム。インターネットを通じて公募・入札・支払を運営することができる。1999 年にストックホルムで「グローバル・バンゲマン・チャレンジ」プロジェクトの表彰を受ける等、国際的評価を獲得している。

④Sigar (Sistema Integral de Gestión Registral, URL:<http://www.siger.gob.mx>) :

経済省が管理する事業・資産の登記システム。登記情報の検索も可能である。

⑤e-Sat (<http://www.sat.gob.mx>) :

財務省が管理する申告・納税システム。

IX 危機管理行政

1 危機管理行政の制度

(1) 背景

メキシコでは地震やハリケーン等の自然災害が多く、同時に、化学工場の事故等の人為的な災害も生じてきた。とりわけ、1985年9月のメキシコ大地震はメキシコシティを中心に甚大な被害をもたらした。こうしたことを背景に、災害から市民の生命・財産を守るための危機管理体制の整備が進められた。

(2) 関連法規

災害に際しての危機管理行政に関しては、市民保護一般法（Ley General de Protección Civil）に定められている。危機管理施策の対象となる災害は5つのグループに分類されている。第1は、地震・火山の噴火・津波・地滑り等の地質現象によるもの、第2は、サイクロン・洪水・氾濫等の気象によるもの、第3は、火事・爆発・放射線等の化学的作用によるもの、第4は、伝染病・汚染等の衛生・環境上のもの、第5は、社会的な騒乱等である（桜井、1992）（SEGOB、2009）。

(3) 国家市民保護システム

メキシコ国内の危機管理体系は、「国家市民保護システム（SINAPROC: Sistema Nacional de Protección Civil）」として制度化されている。国家市民保護システムは、メキシコ大地震後の1980年代後半から、内務省を中心に整備が進められた。内務省市民保護一般調整室が事務局となっており、自然及び人為による災害に際して、人命・財産・自然環境等の損失を最小限に抑えることを目的としている。システムの構成機関は以下の通りである。

① 市民保護委員会（Consejo de Protección Civil）

意思決定機関として国・州・郡の各レベルに市民保護委員会が設置され、連絡調整が

行われている。国レベルの「国家市民保護委員会」については、大統領が委員長、内務相が事務局長を務めている。

② 災害予防・市民保護諮問常任会議

内務省に設置されている諮問機関であり、官民の代表者が協議を行うこととなっている。

③ 国家非常事態委員会（Comité de Emergencia Nacional ; COEN）

災害による非常事態における行動・意思決定の調整を行う。

④ 国家オペレーションセンター

連絡体制・設備・文書その他の統合管理を行う。

⑤ 国家通信センター（Centro Nacional de Comunicaciones ; CENACOM）

国家市民保護システムの構成機関による発信情報を集約・確認・配信する。

⑥ 国立防災センター（Centro Nacional de Prevención de Desastres ; CENAPRED）

1988年に、内務省とメキシコ国立自治大学（UNAM）との協力により設立された¹¹。国家市民保護システムの技術部門であり、災害予防についての調査研究、リスク発生の監視・予測、国家市民保護システム関係者のための研修活動、危機管理情報システムである「国家リスク地図」（Atlas Nacional de Riesgo）の開発・運営、一般向けの普及・啓発等を担当している。

¹¹ 同センターの設立にあたっては、日本の無償資金協力により施設建設、機材の提供等が行われた（櫻井、1992年）。

コラム

■ メキシコ政府の新型インフルエンザ対策の教訓 ■

2009 年春、メキシコで発生した新型インフルエンザはまたたく間に世界中に広がった。メキシコ政府が新型インフルエンザの大量感染を発表したのは4月24日であるが、すでに3月にはメキシコ国内で流行が始まっていたことが後から判明し、初動対応の遅れが世界各国から批判された。

しかし、メキシコでも以前から新型インフルエンザに対する備えは行っており、すでに2006年には保健省が中心となってパンデミック対策プログラムを策定していた。

メキシコのパンデミック対策プログラムは、大統領を最高責任者とし、その下に7つのグループが置かれ、各種調整を行う体制となっている。

大統領は、社会的隔離・学校閉鎖・機関の作業停止・教会閉鎖・レストランのサービス停止等、国民全体に大きな影響を及ぼす戦略的決定を行う責任を負う。

大統領の下に置かれる7つのグループとは以下の通りで、対策分野別の横断的なタスクフォースとなっている。

- ・「経済的機能の継続性」グループ…経済活動の継続性を支援する。リーダーは経済省で、財務省・中央銀行・銀行協会・工業団体・商業団体等が参加している。
- ・「基本サービス」グループ…社会インフラの継続性を保障するための目的で、エネルギー・道路・商店・運輸システムを担当する。
- ・「情報及び通信」グループ…政府及び様々なセクターからの情報を受け、社会的コミュニケーションの方策を市民に与える。緊急時には他機関のオフィスに連絡を行う。
- ・「動物衛生」グループ…農業・牧畜・農村開発・水産・食料省が担当し、これに畜産業界・農産加工協会・検疫分野・その他関連機関が参加する。
- ・「国境・対外関係・観光」グループ…外務省・観光省が担当。国境を共有するアメリカとグアテマラを中心に移民の往来、国境の通行、空港・港湾を管理する。また、情報公開や物資受入のため、恒常的な国際機関・外交機関と連携する。
- ・「教育」グループ…大学・教会・父兄会・文化機構・公共教育機関等が関与する。

・「治安」グループ…内務省がトップになっており、軍部・海軍・検察・公安・市民保護等の機関が関与する。

さらにこれらの7つのグループを統括・調整する「調整グループ」という組織があり、大統領府の監督の下、戦略的な意思決定ラインとなっている。調整グループは内務省の市民保護一般調整室が関与している。

また、行政機関の「業務継続計画」も策定されており、重要業務担当者が欠けた時にどうすれば業務継続できるか、指針が整備されている。さらに新型インフルエンザ問題発生後、全省庁横断的な人事管理システム「業務継続システム」(Continuidad de Operaciones)が整備された。全省庁から職員欠勤情報の報告が行われ、内務省市民保護一般調整室が状況を確認の上、対応を指導する仕組みである。

メキシコ政府機関へのインタビューによると、今回のパンデミック対策の問題点として、以下の3つの点を挙げている。第1に、それまで取り組んでいたのが鳥インフルエンザ対策であり、豚を介しての新型インフルエンザは想定外であったこと、第2に、自国がウイルスの生産・再生産地になるとは考えていなかったこと、第3に、国内の細菌学研究機関が限られていたため、機動的な検査ができなかったことである。

国内の感染者の爆発的な増加により、メキシコは5日間の全土一斉休業(学校、飲食店、商業施設、連邦機関等)に追い込まれ、国民活動の停滞や観光客の激減などにより、メキシコ経済は大きな打撃を被った。

新型インフルエンザ問題の最大の教訓は、「制度が想定していた形では生じなかった」ということであろう。政府担当者は、「対処計画において『予見されなかった状態』への備えが足りなかった。どんな緊急事態でも、同様の規模・現象であっても、同じ形では起こりえないのであるから、備えをしておくべきであった」と、今回の対応の課題について率直に語っていた。

2009年の流行は幸い弱毒性のウイルスであったが、強毒性の新型インフルエンザの流行も時間の問題とされている。わが国においても、メキシコの教訓を他山の石とし、万全の対策を講じることが望まれる。■

追補 国際的視野からみたメキシコ行政

本調査研究では、メキシコ合衆国の行政制度等について文献調査・現地調査等を行い、調査報告書を作成した。本稿では、調査研究で明らかになった知見を踏まえ、国際的視野からみたメキシコ行政の特徴（公的部門の規模、大統領の権限、官僚の能力、中央－地方関係制度の4点）について、検討を行うこととする。

1 公的部門の規模

政府支出規模という観点で国際比較を行い、メキシコの公的部門の規模について検討する。¹² メキシコを含むOECD諸国の一般政府支出（対GDP比）をみると、図表1のようになっている。

図表1 各国の一般政府最終消費支出の対GDP比率（2008年）¹³

デンマーク	26.71	EU圏	20.42	オーストラリア	17.58
スウェーデン	26.43	イタリア	20.23	アイルランド	17.46
オランダ	25.47	ニュージーランド	19.78	スロヴァキア	17.18
アイスランド	24.58	カナダ	19.68	ギリシャ	16.86
フランス	23.16	スペイン	19.39	米国	16.74
ベルギー	23.14	ノルウェー	19.24	韓国	15.27
フィンランド	22.34	オーストリア	18.65	ルクセンブルグ	15.1
英国	21.87	ポーランド	18.56	トルコ	12.83
ハンガリー	21.64	日本	18.53	スイス	10.69
ポルトガル	20.67	ドイツ	18.1	メキシコ	10.34
チェコ	20.42	OECD全体	18.1		

出所：OECD（2009）

メキシコの政府支出規模はOECD諸国の中で最も低い。支出規模が大きく「大きな政府」の代表例とされるデンマークやスウェーデンと比べると、4割弱の数値となっている。OECD諸国の中では、メキシコは「小さな政府」の部類に入る。

なお、政府支出の構成比の内訳について比較すると、図表2のようになっている。

¹² 公的部門の規模の国際比較にあたっては、本稿で取り上げる政府支出（一般政府最終消費支出）以外にも、歳入や公務員数等に注目した方法がある。一例として、大和総研（2005）は、OECDの統計資料等により、メキシコを含む各国の「公務員人件費」の規模を比較検討している。

¹³ 一部のデータにはOECDによる推定値が含まれる。

図表 2 一般政府の目的別最終消費支出（名目、構成比）

国(地域) ・通貨単位	年 次	構 成 比 (%)									
		一般 公共 サービス	防衛	公共の 秩序・ 安全	経済 業務	環境 保護	住宅・ 地域 アメニティ	保健	娯楽・ 文化・ 宗教	教育	社会 保護
日本 ab	07年	8.4	4.4	6.2	13.7	6.3	1.3	38.0	0.3	18.0	3.2
イスラエル	04年	6.9	29.9	6.1	3.8	2.4	1.1	18.1	2.3	24.3	5.2
インド b	02年	c 30.8	31.0	c -	9.1	-	2.3	6.2	0.7	16.1	3.3
韓国	04年	13.8	17.5	9.1	12.4	1.5	0.6	16.7	1.3	22.5	4.8
マレーシア	03年	13.4	19.5	8.8	10.0	-	d -	12.0	d -	30.3	d 5.9
アメリカ合衆国	04年	9.6	26.3	12.9	11.6	-	0.4	4.2	1.5	28.8	4.6
メキシコ	02年	11.6	-	16.0	7.5	-	-	21.2	5.1	36.9	1.6
イギリス	04年	6.0	11.8	10.5	5.9	2.4	2.1	31.5	1.7	17.0	11.1
イタリア	04年	11.9	6.3	9.0	6.9	1.6	1.4	33.6	2.2	23.1	4.0
スウェーデン	04年	8.7	6.2	4.8	6.1	0.2	0.6	24.4	2.7	24.6	21.9
ドイツ	04年	12.6	6.2	8.5	2.2	0.4	1.4	31.9	2.2	18.0	16.7
フランス	04年	10.4	9.2	4.5	3.9	0.9	4.3	29.2	3.8	21.5	12.3
ロシア	05年	e 53.9	e -	...	f 1.5	...	3.1	21.4	2.9	15.7	...
オーストラリア b	02年	6.1	8.8	7.3	8.1	0.3	1.3	27.0	2.5	17.9	9.2

a 内閣府経済社会総合研究所ホームページ「平成19年度 国民経済計算確報」による。

b 会計年度。

c 「一般公共サービス」は、「公共の秩序・安全」を含む。

d 「社会保護」は、「住宅・地域アメニティ」及び「娯楽・文化・宗教」を含む。

e 「一般公共サービス」は、「防衛」を含む。

f 農業、地質、探査、水文気象学、輸送及び通信に関するもの。

出所：総務省統計研修所編（2009）

国ごとに支出の構成単位が異なるため単純な比較はできないが、メキシコは他国と比べて「公共の秩序・安全」「教育」に関する支出の割合が高いことが特徴である。現在のカルデロン政権も治安対策を課題に掲げているが、メキシコ政府が治安対策に力を入れてきたことがデータにも表れている。

2 大統領の権限¹⁴

各国の大統領制はそれぞれ異なり、政策過程における立法機関との権限関係も多様である。大統領の権限の強さを測定する方法として学術的評価の高いものに、Shugart and Haggard (2001) による点数化手法がある。この手法は、大統領に認められた事実上の立法権として、①包括拒否権、②部分拒否権、③大統領令、④特定政策分野における排他的法案提出権という4項目を設定、それぞれの強さを0点から2点の間で評価し、合計得点を算出するものである。

図表3は、Shugart and Haggard (2001) が実際に各国の大統領制を得点化し、得点順に

¹⁴ これ以降の記述は、建林他（2008）を主な参考文献としている。

3 官僚の能力

官僚¹⁶の持つ能力や専門性について、各国のレベルを統一的な基準で測定した定評ある比較研究として、Evans and Rauch（1999）、Rauch and Evans（2000）がある。これらの研究は、各国の官僚制に関する専門家へのアンケート調査をもとに、各国の官僚集団の能力を測定し得点化した。¹⁷ その結果は、下記のとおりである。

図表4 各国の官僚の能力

シンガポール	13.5	イスラエル	7.0
韓国	13.0	モロッコ	7.0
台湾	12.0	トルコ	7.0
香港	11.0	フィリピン	6.0
パキスタン	11.0	チリ	5.0
マレーシア	10.5	ペルー	5.0
ギリシャ	10.0	ポルトガル	5.0
インド	10.0	ウルグアイ	4.5
スペイン	10.0	エクアドル	4.0
コスタリカ	9.0	ハイチ	4.0
チュニジア	9.0	ザイール	4.0
コロンビア	8.5	アルゼンチン	3.8
メキシコ	8.5	シリア	3.8
コートジボワール	8.0	グアテマラ	3.0
スリランカ	8.0	ナイジェリア	3.0
タイ	8.0	ドミニカ共和国	2.0
エジプト	7.8	ケニヤ	1.0
ブラジル	7.6		

出所：Evans and Rauch（1999）

メキシコの得点をみると、8.5点である。シンガポール、韓国、台湾、インドなどのアジアの新興国を下回る数値となっている。

ただし、これは1999年のデータである。その後、メキシコではキャリア公務員制度が2003年に導入され、情実任用から資格任用への改革を始めとする公務員制度改革は進展の途上にある。今後のメキシコ行政がどれだけ改革を受け、優秀な人材を登用・活用していくことができるかは、大統領による改革リーダーシップはもとより、行政管理官庁である公共行政省（SFP）など関係機関の機能にもかかっている。

¹⁶ 建林他（2008）にならい、本稿でも官僚を「中央政府と地方政府の行政活動を担う個人ないしは複数の公務員」と定義する。

¹⁷ 具体的には、経済政策の形成における官庁の役割の大きさ、公務員採用における資格任用制の比重、公務員のキャリア（官僚として勤める年数、昇進の期待度、民間との移動）、職業公務員の受ける賃金・名誉等の見返り等、10項目について調査し、各項目の得点を合計し、官僚の能力を示す指標（“ウェーバー指標”）を算出した。

的かつ融合的な国であることが分かる。黒で塗りつぶされた連邦制の国々の中でも、とりわけ集中的・融合的である。メキシコについて、連邦制であるにもかかわらず中央政府の権限が大きいことが指摘される¹⁹が、このことがデータにおいても実証されている。

現地調査におけるインタビューで、官庁担当官や有識者はいずれも、メキシコの中央政府が財政において強い権限を持ち続けることに、変化は予想されないと指摘していた。また、中央と地方の行政機関の事務処理能力には格差があるとのコメントもあった。こうした動向を勘案すると、上図にみたメキシコの中央－地方関係の様相に、短期的に大きな変化は生じないものと予測される。

参 考 資 料

岸川毅「政治制度の変遷」, 松下洋・乗浩子(編)『[全面改訂版] ラテンアメリカ 政治と社会』, 新評論, 2004.

総務省統計研修所(編)『世界の統計 2009』, 2009.

大和総研「公務員人件費の国際比較」, URL : <http://www.dir.co.jp/souken/research/report/capital-mkt/capmkt/05093001capmkt.pdf>, 2005.

建林正彦・曾我謙悟・待鳥聡史『比較政治制度論』, 有斐閣, 2008.

松下冽「脱権威主義に向かうメキシコ―「政治空間としての分権化」―」『立命館国際研究』20-1, 2007.

Evans, Peter B. and James E. Rauch, “Bureaucracy and growth: A cross-national analysis of the effects of “Weberian” state structures,” *American Sociological Review* 64, 1999.

OECD, “National Accounts at a Glance - 2009 edition,” URL : <http://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=NAG>, 2009.

Rauch, James E. and Peter B. Evans, “Bureaucratic Structure and Bureaucratic Performance in Less Developed Countries,” *Journal of Public Economics* 75, 2000.

Shugart, Matthew Soberg and Stephan Haggard, “Institutions and Public Policy in Presidential Systems”, in *Presidents, Parliaments and Policy*, Edited by Stephan Haggard and Mathew D. McCubbins, Cambridge University Press, 2001.

¹⁹ 例えば岸川(2004)は、メキシコを含むラテンアメリカ諸国は「中央政府の力が強大で、連邦国家といえども中央政府が州への介入の権限を持つ」と述べ(83ページ)、松下(2007)も、「メキシコの政治システムは中央集権的」とし、「本来の連邦主義と現実の中央集権との矛盾」を指摘する(87ページ)。

参考文献

- 青木利夫『メキシコにおける住民の教育要求と教育政策の転換に関する研究』, 文部科学省
科学研究費補助金研究成果報告書, 2006.
- 青木利夫「メキシコ教育省の再建と教育の「連邦化」」, 牛田千鶴(編)『ラテンアメリカの
教育改革』, 行路社, 2007.
- アジア経済研究所・遅野井茂雄(編)『冷戦後のラテンアメリカの再編成(研究双書 433)』,
アジア経済研究所, 1993.
- グスタボ・アンドラーデ・堀坂浩太郎(編)『変動するラテンアメリカ社会:「失われた 10
年」を再考する』, 彩流社, 1999.
- 石井章「メキシコ 農地改革と農業政策の歴史的展開」中部大学国際関係学部(編)『国際
関係学部紀要』(30), 2003.
- 石黒馨『開発の国際政治経済学: 構造主義マクロ経済学とメキシコ経済』, 勁草書房, 2001.
- 伊藤峰司「1917年メキシコ憲法序説—比較憲法史のために-1-」『愛知大学国際問題研究所紀
要』(71), 1982.
- 伊藤峰司「一九一七年メキシコ憲法序説—比較憲法史のために-2 完-」『愛知大学国際問題研
究所紀要』(73), 1983.
- フランソワ・ウェイミュレル(著) / 染田秀藤・篠原愛人(訳)『メキシコ史』, 白水社,
1999.
- 宇佐見耕一・牧野久美子(編)『新興工業国における雇用と社会政策: 資料編』, 日本貿易
振興機構 アジア経済研究所, 2006.
- 宇佐見耕一(編)『新興工業国における雇用と社会保障(研究双書 565)』, 日本貿易振興機構
アジア経済研究所, 2007.
- 井上大介「メキシコにおける伝統宗教と憲法変遷」『Sociologica』31(1・2), 2007.
- 大久保教宏『プロテスタンティズムとメキシコ革命: 市民宗教からインディヘニスモへ』,
新教出版社, 2005.
- 大倉秀介「メキシコ政府の職員及び労働者の余暇生活-1-」『東京都立工科短期大学研究報告』
(10), 1982.
- 大友 篤「メキシコの官庁分散計画」『お茶の水地理』27, 1986.

- 岡島弘二「メキシコ鉱業行政の近代化」『海外鉱業情報』31(2), 2001.
- 岡田敦美「メキシコにおける国民国家の形成過程に関する一考察ーカルデナス期の農地改革と地方社会」『専修人文論集』(79), 2006.
- 岡村丈「地方分権化による教育改革の推進 (特集 メキシコの教育)」『海外の教育』25(6) (通号 229), 1999.
- 小倉英敬「活発化するメキシコの市民運動」『ラテンアメリカレポート』16(1)(通号 57), 1999.
- 小倉英敬「メキシコの政治的变化と 2006 年 7 月大統領選挙ー「新自由主義」経済政策下における政治的变化に関する一考察」常磐会学園大学 (編)『研究紀要』(7), 2007.
- 片桐瑞季「メキシコの言語政策における一考察」『比較文化研究』(82), 2008.
- 勝間靖「グローバリゼーションの社会的弱者への影響ーメキシコの現状と政府の果たすべき役割」『ラテンアメリカレポート』16(1)(通号 57), 1999.
- 加藤益雄「国際・国内動向 公務労働者の組織化と ILO の活用ー4 カ国労働組合の国際交流報告(メキシコ、2003 年 9 月 16?21 日)」『労働総研クォーターリー』(52), 2003.
- 香取正幸「政治変革を求め新たな道を模索するメキシコ」『貿易保険』36(8)(通号 423), 2000.
- 上坪陽「海外の社会保障 (9) 1917 年憲法の完全実施をねがってーメキシコの場合」『社会保障』38, 2006.
- 河嶋正之「最近のメキシコ政治・経済情勢ーふしぎの国からふつうの国へ」『ラテンアメリカ時報』43(11) (通号 1310), 2000.
- 川西玲子「日本の公務非正規労働者は「究極の安上がり労働」状況 (アメリカ、カナダ、メキシコ、日本 4 カ国交流会議ー公務における非正規労働者の組織化)」『全労連』(95), 2004.
- 川西玲子「民法協国際交流委員会学習会 (04・12・6) 講演録 アメリカ・カナダ・メキシコ・日本四カ国交流会議 公務における非正規労働者の組織化 [含 質疑応答、レジュメ、資料]」『民主法律』(262), 2005.
- 岸川毅「進むメキシコ政治の民主化と 2000 年大統領選挙」『ラテンアメリカ・レポート』17(2), 2000.
- 岸川毅「メキシコ PRI 体制の「静かな移行」と政治社会の再編 (「民主化」以後のラテンアメリカ政治)」『国際政治』(131), 2002.
- 岸川毅「メキシコ・2006 年選挙と政党政治の行方 (特集 ラテンアメリカ現代政治を読むー左派政権? 反米? 反ネオリベラル?)」アジ研ワールド・トレンド 12(10), 2006.

- 岸川毅「メキシコ政治の読み方」小池康弘編『現代中米・カリブを読む：政治・経済・国際関係』，山川出版社，2008.
- 北野収『南部メキシコの内発的発展と NGO』，勁草書房，2008.
- 京都ラテンアメリカ研究所『紀要』編集委員会（編）「特集 国際シンポジウム メキシコ革命とスペイン内戦－歴史と文化への波及」『京都ラテンアメリカ研究所紀要』(6)，2006.
- 国本伊代『概説メキシコ史』，有斐閣，1984.
- 国本伊代『メキシコの歴史』，新評論，2002.
- 国本伊代「メキシコ 2003 年の中間選挙」『ラテンアメリカ時報』46 (9) ，2003.
- 国本伊代「メキシコ革命の思想-革命の先駆者リカルド・フローレンス=マゴン」今井圭子（編・著）『ラテンアメリカ開発の思想』，2004.
- 国本伊代「メキシコ 2004 年の政治」『ラテンアメリカ時報』48(2)，2005.
- 国本伊代「サリナス政権による 1992 年の憲法改正とカトリック教会」『京都ラテンアメリカ研究所紀要』(6) ，2006.
- 国本伊代「現代メキシコ社会とカトリック教会－1990 年代のアンケート調査が描くメキシコ人と宗教」『中央大学論集』(27) ，2006.
- 国本伊代「メキシコ 2005 年の政治－2006 年の大統領選挙に向けた動向と展望」『ラテンアメリカ時報』49 (1) ，2006.
- 国本伊代「メキシコ革命憲法制定議会と代議員－代議員団の経歴と思想からみた制憲議会の特徴」『中央大学論集』(28) ，2007.
- 国本伊代『メキシコ革命』(世界史リブレット ;122) ，山川出版社，2008.
- 国本伊代『メキシコ革命とカトリック教会：近代国家形成過程における国家と宗教の対立と宥和』，中央大学出版部，2009.
- 小西二郎「中米 メキシコで 71 年ぶりに政権交代－経済の安定と都市無党派層の増大が一党支配突き流す」『世界週報』81(30)(通号 3961)，2000.
- 小林由知「再編過程に入ったメキシコの労働運動と政治」『労働総研クォーターリー』(29) ，1998.
- P. ゴンサレス・カサノバ（著）／賀川俊彦（訳）『現代メキシコの政治』，敬文堂，1981.
- 斉藤泰雄「メキシコにおける大学と政治－メキシコ国立自治大学の巨大化と改革の挫折をめぐって」『比較教育学』(15)，1989.
- 斉藤泰雄「経済危機下メキシコにおけるエリート形成ルートの変容-メキシコ国立自治大学

- の窮状と改革構想-」『国立教育研究所研究集録』18, 1989.
- 斉藤泰雄「メキシコの政治エリートの学歴構成」『広島大学大学教育研究センター-大学論集』(25), 1995.
- 酒谷隆「メキシコの改革に伴う諸問題—社会構造の変化と民主主義 (特集 中南米の政治変動)」『海外事情』46(12), 1998.
- 酒谷隆「メキシコの改革に伴う諸問題 (上) 社会構造の変化と民主主義」『海外事情研究所報告』(33), 1999.
- 酒谷隆「二〇〇〇年メキシコ大統領選挙」『海外事情』48(9), 2000.
- 酒谷隆「メキシコの改革に伴う諸問題 (中) 社会構造の変化と民主主義」『海外事情研究所報告』(34), 2000.
- 酒谷隆「一〇〇日を経過したメキシコ新政権」『海外事情』49(6), 2001.
- 酒谷隆「メキシコ新政権の誕生と課題 (特集 中南米の試練)」『海外事情』49(1), 2001.
- 酒谷隆「メキシコ新政権の誕生と課題 (特集 中南米の試練)」『海外事情』49(1), 2001.
- 酒谷隆「南北アメリカ メキシコ政治の民主化進展と 2000 年選挙の結果—長期一党支配と民主化への道」『海外事情研究所報告』(36), 2002.
- 桜井敏雄「米国及びメキシコの危機管理体制」『立法と調査』168, 1992.
- 定野了三「メキシコ大統領選挙—大使館政務担当官の一喜一憂」『ラテンアメリカ時報』43(8) (通号 1307), 2000.
- 定野了三「メキシコ次期大統領選挙—PRI の大統領候補選出選挙」『ラテンアメリカ時報』43(1) (通号 1300), 2000.
- フィクス・サムディオ・エクトル (著) / 北原 仁 (訳)「ラテン・アメリカにおける憲法裁判所」『比較法文化：駿河台大学比較法研究所紀要』(6), 1997.
- 参議院憲法調査会事務局『メキシコ合衆国憲法概要』, 2003.
- ヘスス・サンティジャン・フランコ、畑克明「メキシコの教育制度」『島根大学教育学部紀要 教育科学』38, 2004.
- 四方明子「世界の議会 メキシコ国会・少数党大統領の变革と停滞」『議会政治研究』(72), 2004.
- 衆議院『衆議院米国、カナダ及びメキシコ憲法調査議員団報告書』, 2004.
- 杉村麻衣子「メキシコ政治情勢の現状—2000 年大統領選に向けて」『ラテンアメリカ時報』42(7) (通号 1294), 1999.
- 鈴木康久「現代メキシコ事情シリーズ (その 5) チアパス州問題に関する歴史的考察」『ラ

- テンアメリカ時報』41(3), 1998.
- 鈴木康久『メキシコ現代史』, 明石書店, 2003.
- 世界経済情報サービス (編)『メキシコ (ARC レポート)』, 2002-2007.
- 高橋均「メキシコ超長期一党支配の功罪—常勝不敗 71 年の終焉」『世界週報』81(31) (通号 3962), 2000.
- 高橋百合子「2000 年メキシコ連邦選挙における分割投票の分析」『ラテンアメリカ研究年報』(27), 2007.
- 高橋百合子「世界の選挙事情解説 中南米の選挙:2006 年メキシコ連邦選挙と選挙監視活動」『選挙研究』23 号, 2008.
- 高畑敏男『メキシコ合衆国概観』, ラテン・アメリカ協会, 1970.
- 田島陽一『グローバリズムとリージョナリズムの相克: メキシコの開発戦略』, 晃洋書房, 2006.
- 谷洋之「メキシコ/抜本的年金改革の意味 (特集 発展途上国の社会保障)」『アジア研ワールド・トレンド』7(2) (通号 65), 2001.
- 谷浦妙子『メキシコの産業発展: 立地・政策・組織』, 日本貿易振興会アジア経済研究所, 2000.
- 恒川恵市『従属の政治経済学メキシコ』, 東京大学出版会, 1988.
- 恒川恵市「メキシコ PRI [Partido Revolucionario Institucional] 体制の危機と再編:1971~90 年」『アジア経済』31(11), 1990.
- 恒川恵市「分析レポート 2000 年メキシコ総選挙—PRI 体制の崩壊とその後」『アジア研ワールド・トレンド』7(2) (通号 65), 2001.
- 恒川恵市「中南米政治の動向—世論調査を通して見る「左傾化」の実態 (特集=ラテンアメリカの政権交代)」『海外事情』55(2), 2007.
- 恒川恵市『比較政治—中南米』, 財団法人放送大学教育振興会, 2008.
- 寺間誠治・布施恵輔「各国で進む公共部門の民営化—相互理解深め、たたかひの連帯を (アメリカ、カナダ、メキシコ、日本 4 カ国交流会議—公務における非正規労働者の組織化)」『全労連』(95), 2004.
- 寺間誠治・布施恵輔「アメリカ、カナダ、メキシコ、日本 4 カ国交流会議—公務における非正規労働者の組織化」『全労連』(95), 2004.
- 東京三菱銀行調査室 (編)「社会構造変革を目指すメキシコ次期政権の課題」『東京三菱レ

- ビュー』2000年(8), 2000.
- 中川和彦『メキシコ憲法の諸問題』, ラテン・アメリカ法研究会, 1985.
- 中川和彦・矢谷通朗(編)『ラテンアメリカ諸国の経済法制(経済協力シリーズ第146号)』, 日本貿易振興機構 アジア経済研究所, 1989.
- 並木芳治『メキシコ・サリーナス革命: 北米自由貿易協定に賭けた大統領』, 近代文芸社, 1999.
- 日経BP社(編)「特集 メキシコ—世界を揺るがすヒスパニック・パワー」『日経ビジネス』(1435), 日経BP社, 2008.
- 日本商工会議所メキシコ事務所『メキシコ・州別基礎データ』, 日本商工会議所メキシコ事務所, 1991.
- 日本商工会議所『メキシコ・州別基礎データ』, 日本商工会議所メキシコ事務所, 1992.
- 日本租税研究協会事務局「カナダ・メキシコ・アメリカ・ベネズエラの税制・税務行政(海外税制・税務行政資料)」『租税研究』(392), 1982.
- 日本貿易振興会企画部『メキシコ、ブラジル、アルゼンチンにおける公共入札の実態(特別経済調査レポート・昭和59年度)』, 日本貿易振興会アジア経済研究所, 1986.
- 日本貿易振興会海外経済情報センター, 『メキシコの政治, 経済, 社会基盤調査』, 日本貿易振興会, 1990.
- 日本貿易振興会海外経済情報センター(編)『メキシコの政治、経済、社会基盤調査』, 日本貿易振興会, 1990.
- 日本貿易振興会機械技術部『マキラドーラの現状と将来』, 日本貿易振興会機械技術部, 1992.
- 日本貿易振興会企画部『中南米の90年代の課題(特別経済調査レポート・平成6年度)』, 日本貿易振興会, 1995.
- 日本貿易振興会(編)「中南米 メキシコ, ブラジル, ペルーに見る具体例(特集 世界の民営化・民営インフラとビジネス機会)」『ジェトロセンサー』48(568), 1998.
- 日本貿易振興会『メキシコの労働事情』, 日本貿易振興会, 2000.
- 日本貿易振興会『メキシコの農業』, 日本貿易振興会, 2000.
- 日本貿易振興会(編)「メキシコ 望まれる競争原理の導入—メキシコシティー発(特別レポート 民営化で変わりゆく中南米経済) — (主要国にみる民営化代表事例)」『ジェトロセンサー』51(609), 2001.

- 日本貿易振興会技術交流部『メキシコのIT機器産業：情報通信機器を中心に』，日本貿易振興会，2001.
- 日本貿易振興会技術交流部『メキシコ公共部門の改革の進展と新規プロジェクトの方向性について』，日本貿易振興会，2002.
- 畑恵子「現代メキシコの政治変革と市民組織(1)」『早稲田社会科学総合研究』4(3)，2004.
- 畑恵子「現代メキシコの政治変動と市民組織(2)」『早稲田社会科学総合研究』6(1)，2005.
- 畑恵子「メキシコの社会保障制度—その特徴と90年代の改革（特集:中南米の社会保障）」『海外社会保障研究』(153)，2005.
- 畑恵子「メキシコの労働・社会保障改革」宇佐見耕一（編）『新興工業国における雇用と社会保障』，アジア経済研究所，2007.
- 馬場香織「軍の政治非介入—メキシコ政軍関係史」『國家學會雑誌』121(3・4)（通号 1084），國家學會事務所，2008.
- 浜口伸明、西島章次「メキシコにおけるグローバリゼーションと賃金格差」西島章次（編）『グローバリゼーションの国際経済学』，勁草書房，2008.
- ブライアン・ハムネット（著）『メキシコの歴史（ケンブリッジ版世界各国史）』，創土社，2008.
- 原覚天（編）『経済発展と社会資本（研究参考資料 227）』，日本貿易振興機構 アジア経済研究所，1974.
- 原稔「メキシコ合衆国憲法及び国連法規によって規定された聖職者の義務」『東洋哲学研究所紀要』(20)，2004.
- 阪急コミュニケーションズ（編）「WORLD AFFAIRS メキシコ 麻薬戦争の不吉な相似」『Newsweek』22(26)（通号 1061），阪急コミュニケーションズ，2007.
- 東茂樹（編）『発展途上国の国家と経済 研究双書 508』，日本貿易振興会アジア経済研究所，2000.
- 東茂樹（編）『FTAの政治経済学：アジア・ラテンアメリカ7カ国のFTA交渉（アジ研選書 No.7）』，日本貿易振興機構 アジア経済研究所，2007.
- ビクトル・ロペス・ビジャファーニェ「NAFTAとメキシコ社会の変化」松下冽（編）『途上国社会の現在：国家・開発・市民社会』，法律文化社，2006.
- 二村久則『現代メキシコの政治システム』（ラテンアメリカ研究；no.2），上智大学イベロアメリカ研究所，1975.
- 二村久則・野田隆・牛田千鶴・志柿光浩『ラテンアメリカ現代史.3』，山川出版社，2006.

- マルコム・ベイス「World Affairs 中南米 メキシコ麻薬戦争に内なる敵」『Newsweek』23(17) (通号 1101), 阪急コミュニケーションズ, 2008.
- 貿易保険機構企画調査部「カントリー・レビュー メキシコ 構造改革が着実に前進。高まるカルデロン大統領への支持率」『貿易保険』43(10) (通号 509), 貿易保険機構企画調査部, 2007.
- 北條ゆかり「メキシコの 1968 年—ポスト革命期現代史の分水嶺と民主化への挑戦」『環』23, 2005.
- 法務省民事局 (編)「メキシコ憲法 30, 32 及び 37 条を改正する大統領令 (仮訳)」『民事月報』54(5), 1999.
- 星野妙子「メキシコの公企業民営化と民間部門の再編」『アジア経済』XXXV-10, 1994.
- 星野妙子「2006 年 7 月メキシコ選挙—亀裂を深めるメキシコ社会 (特集 ラテンアメリカにおける左派の台頭)」『ラテンアメリカレポート』23(2), 2006.
- 堀坂浩太郎「中南米経済ウォッチ—メキシコ—2000 年大統領選に向け動き出す政治」『世界週報』80(11) (通号 3894), 1999.
- 堀坂浩太郎「中南米経済ウォッチ (メキシコ) 新時代の幕開けとなるかフォックス政権発足」『世界週報』81(47) (通号 3978), 2000.
- 堀坂浩太郎「海外経済ウォッチ (メキシコ) フォックス政権後半を占う 7 月中間選挙」『世界週報』84(19), 2003.
- 松下冽「メキシコ官僚制試論—メキシコの社会変動とテクノクラート」『政経論叢』65(5・6), 1997.
- 松下冽「メキシコにおける公共空間の創出と新しい社会運動—1985~1995 年を中心にして」『立命館大学人文科学研究所紀要』(77), 2001.
- 松下冽「グローバリゼーションとメキシコ権力構造の再編—官僚機構のテクノクラート化をめぐって」『政策科学』8(3) (通号 18), 2001.
- 松下冽『サリーナス政権下におけるメキシコの地域社会構造の変容と政党構造の再編過程』文部省科学研究費補助金研究成果報告書, 2002.
- 松下冽「現代メキシコの選挙動向と政党システムの再編 (下) サリーナス政権における選挙プロセスを中心に」『立命館国際研究』15(2), 2002.
- 松下冽「現代メキシコの選挙動向と政党システムの再編 (上) サリーナス政権における選挙プロセスを中心に」『立命館国際研究』15(1), 2002.

- 松下浩・乗浩子『ラテンアメリカ 政治と社会』, 新評論, 2004.
- 松下洋「政治・経済 ラテンアメリカにおける古典的ポピュリズムとネオポピュリズム」南山大学ラテンアメリカ研究センター(編)『ラテンアメリカの諸相と展望』, 行路社, 2004.
- 松下冽「メキシコにおける分権化と市民社会の相互発展ーローカルな民主化を超えて」『立命館国際研究』20(2)(通号 70), 2007.
- 松下冽「脱権威主義に向かうメキシコー政治空間としての分権化」『立命館国際研究』20(1)(通号 69), 2007.
- マニユエル・G.ゴンサレス(著) / 中川正紀(訳)『メキシコ系米国人・移民の歴史』, 明石書店, 2003.
- Moloeznik Marcos Pablo「メキシコにおける政権交代と遵法文化、刑事司法、人権」『イベロアメリカ研究』28(2), 2006.
- 箕輪茂「メキシコにおける「民主主義への移行」に関する考察ー選挙制度改革を通して」『立教大学ラテン・アメリカ研究所報』(28), 1999.
- 箕輪茂『メキシコにおける民主化と統治能力: 統治エリートの変容との関連から』, 上智大学イベロアメリカ研究所, 2002.
- 箕輪茂「メキシコ 2003 年中間選挙ー手続的民主主義の定着は「実質化」につながるか」『イベロアメリカ研究』25(2)(通号 49), 2003.
- 箕輪茂「民主化したメキシコ市政府の応答性ー「民主主義の質」を考察する」『イベロアメリカ研究』29(1), 2007.
- 村上薫(編)『発展途上国における女性労働と社会政策』, 日本貿易振興会アジア経済研究所, 2001.
- メキシコ経済社(編)『メキシコ経済』1-9, 1984.
- メキシコ経済社(編)『メキシコ経済年鑑』
- メキシコ産業財産庁知的財産権保護部(編)『メキシコ産業財産庁での行政審判手続』, 日本貿易振興機構経済分析部知的財産課, 2007.
- メキシコ大学院大学(編) / 村江四郎(訳)『メキシコの歴史』, 新潮社, 1978.
- メキシコ日本商工会議所経済調査委員会『メキシコの構造変化: 調査報告: 混合経済から市場経済へ』, メキシコ日本商工会議所, 1998.
- メキシコ日本商工会議所経済調査委員会『メキシコの現状と課題(メキシコ日本商工会議所経済調査委員会年報)』, メキシコ日本商工会議所, 2009.

- 茂垣栄一「TIDAP'96（行政における情報技術の動向に関するセミナー）に参加してーメキシコにおける行政情報化の現状」『行政&ADP』33(1), 1997.
- 山崎圭一「メキシコ・シティの都市整備と環境政策」『ラテンアメリカ時報』44(6)(通号 1317), 2001.
- 山端伸英「調査報告 フォックス政権とメキシコ民主主義」『社会理論研究』(3), 2001.
- 湯川攝子「メキシコにおける政策改革と女性労働」『国際開発研究』13(1), 2004.
- 横山功「革命期メキシコにおける国家と社会：カルデナス期ポピュリズム国家に関する一考察」『ラテンアメリカ研究』(no.9), 上智大学イベロアメリカ研究所, 1984.
- 横山功「メキシコの社会開発行政と政治構造ー国民連帯計画の制度と機能」『イベロアメリカ研究』15(1), 1993.
- 吉田栄人（編・著）『メキシコを知るための60章』, 明石書店, 2005.
- 米村明夫（編）『初等教育の普遍化：実現のメカニズムと政策課題』, 日本貿易振興機構 アジア経済研究所, 2005.
- Patricia Rosales-Sierra「メキシコ憲法のゆくえー2000年以降の憲法改正論議に関する考察」『イベロアメリカ研究』30(1)(通号 58), 上智大学イベロアメリカ研究所, 2008, pp.43-52.
- 渡辺暁「2000年メキシコ連邦選挙の分析」『年報地域文化研究』(5), 2001.
- 渡辺暁「2000年メキシコ連邦選挙における選挙監視活動」『国際関係研究』23(2), 2002.
- 渡辺暁「メキシコ・フォックス政権における政治的変革の分析(2000-2002)」『アメリカ太平洋研究』(3), 2003.
- 渡辺暁「民主化以後のメキシコ政治研究ー近年の研究動向と今後の課題」『イベロアメリカ研究』25(1), 2003.
- Enrique Cabrero-Mendoza, "Mexican Local Governance in Transition," *The American Review of Public Administration* 30(4), 2000
- Cecilia Cadena, Raymond Cox y Ramona Ortega-Liston, "Civil Service Reform in comparative perspective: the case of local government change in Mexico and the United States," *Convergencia, Revista de Ciencias Sociales* 15(48), 2008.
- Guillermo M. Cejudo, "Explaining change in the Mexican public sector: the limits of New Public Management," *International Review of Administrative Sciences* 74(1), 2008.
- Shahid Amjad Chaudhry, Gary James Reid, and Waleed Haider Malik(Eds.), "Civil service reform in Latin America and the Caribbean," *World Bank Technical Paper* No. 259, 1994.

- Economist Intelligence Unit, "Mexico," *Country Report*, August 2009.
- Donald E. Klingner and Violeta Pallavicini Campos, "Building Public HRM Capacity in Latin America and the Caribbean :What Works and What Doesn't," *Public Organization Review* 2(4), 2002.
- Donald Klingner and David Arellano Gault, "Mexico's Federal Professional Career Service: Linked Changes in Public Personnel Management and Political Culture," in *Public Personnel Management: Current Concerns, Future Challenges, 4th Edition*, Edited by Norma M. Riccucci, 2006.
- T.Y. Lau, Mira Aboulhosen, Carolyn Lin, David J. Atkin, "Adoption of e-government in three Latin American countries: Argentina, Brazil and Mexico," *Telecommunications Policy* 32(2), 2008.
- Luis F. Luna-Reyesa, J. Ramon Gil-Garciab, and Cinthia Betiny Cruza, "Collaborative digital government in Mexico: Some lessons from federal Web-based interorganizational information integration initiatives," *Government Information Quarterly* 24(4), 2007.
- Rafael Martínez Puón, "Cinco mitos sobre el servicio profesional de carrera en México," *Convergencia, Revista de Ciencias Sociales* 15(48), 2008.
- OECD, *OECD Economic Surveys: Mexico 2000*, 2000.
- OECD, *OECD e-Government Studies: Mexico*, 2005.
- Sonia Ospina, Nuria Cunill Grau, and Ariel Zaltsman, "Performance evaluation, public management improvement and democratic accountability," *Public Management Review* 6(2), 2004.
- MOISÉS PÉREZ, "La debilidad institucional de los congresos locales. Límites de la democratización mexicana y de la transformación de las relaciones Ejecutivo-Legislativo," *Andamios* 5(10), 2009.
- Paul Rich, "Comparing Mexican and Canadian Federalism: Devolution and Revolution," *American Behavioral Scientist* 47(10), 2004.
- José Juan Sánchez González, "El cambio institucional en la reforma y modernización de la administración pública mexicana," *Gestión y Política Pública* 18(1), 2009.
- William P. Tucker, *The Mexican Government Today*, 1999.
- Jorge A. Vargas , "Privacy rights under Mexican law: emergence and legal configuration of a panoply of new rights," *Houston Journal of International Law*, January 2004.
- United Nations, *Global E-Government Survey 2008, 2010*.

參考資料

メキシコ国概要



メキシコ国旗

●一般事情

国名	メキシコ合衆国 Estados Unidos Mexicanos
面積	約 197 万平方キロメートル（日本の 5.3 倍）
人口	1 億 420 万人（2006 年）
首都	メキシコシティ
民族	ヨーロッパ系と先住民の混血（60%） 先住民（30%） ヨーロッパ系（スペイン系等）（9%） その他（1%）
言語	スペイン語
宗教	キリスト教カトリック（国民の約 9 割）

●政治体制

政体	立憲民主制による連邦共和国
元首	フェリペ・カルデロン・イノホサ大統領 (2006 年 12 月 1 日就任、任期 6 年、再選不可)
議会	二院制 (上院 128、下院 500 議席)

●経済

通貨	ペソ	
主要経済指標	GDP	10,865 億ドル
(いずれも 2008 年)	実質経済成長率	1.35%
	対外債務残高	1,942 億ドル
	外貨準備高	953 億ドル
	消費者物価上昇率	6.53%
	完全失業率	3.97%

(出所) 外務省(日本国)

メキシコの行政

(諸外国の行政制度等に関する調査研究 No.18)

平成 22 年 3 月

総務省大臣官房企画課

東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 2